

は、この前総務長官の発言を踏まえまして、本年五十九年度の扱いにつきましては、先ほどの官房長官の表明にもございましたように、完全実施に向けて最大限の努力をするということで誠心誠意その問題の処理につきましては当たらしていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○國務大臣(竹下登君) これは、まず維持尊重するとの基本姿勢を維持する、そして二番目に完全実施に向けて誠意を持って取り組む、三番目に從来どおり誠意を持って話し合いをする、これが基本的に考え方でありまして、そのとき申し上げられたことを正確に申し上げますと、具体的には、出された段階で政府部内のいろいろな意見を踏まえ総合的に判断して決定することになろう、このように申し上げたという、この全体についてまさに書いてあるとおりに認識しております。

○鴨山篤君 昨年の政労交渉あるいは一昨年の政労交渉でもそうでありましたが、政府としては労働基本権の代償措置としての人事院勧告、仲裁裁定というものがあるので十分尊重して最大限の努力を約束したわけです。そして、最大限の努力を約束し、誠意を持って当たると言ひながら、結果として六・四七%が二・〇三%に化けてしまったわけですね。だから、組合といてしましても、我々もいたしましても、急には念を押しておかないと、結局異例な事態が毎年度続くということになってしまったのではまずい、こういうふうに考えるのは、

私迦に説法でありますけれども、去年は全く異例な事態である、この政労交渉でも官房長官が代表して繰り返し異例でありました、済まぬと思つて、こういう答弁があつたわけです。そういう答弁をよく吟味してみると、ことしあはどういう数字が出るかはよくわかりませんけれども、完全実施に向かつて最大限の努力をする、異例な方法はとりたくない、そういう思想が込められていましたが、この回答にはならなかつたはずだと思つんですが、もう一度、大蔵大臣いかがでしようか。

○國務大臣(竹下登君) これは最大限の努力をす るということはまさに当然のことであらうと、私も理解をいたしておりますところでございます。鴨山先生の御意見を交えた御質問でございますが、要は勧告の実施に向けて最大限の努力をするという言葉に尽きるのじやないかというふうに考えてお

○鴨山篤君 これだけ念を押しているわけですかね
ら、よもやということはないと思いますけれども、また改めて申し上げる機会があるだらうと申
うんです。

さてそこで、人事院にお伺いしますが、目下、
春闘中であります。もちろん、大手の組合は逐次
妥結の方向で収束しておりますが、まだまだ未解決
組合もたくさんあります。したがつて、これから
の作業になると思いますが、これから的人事院
が調査をしていく態度、民間賃金を調査をする能
度、あるいは従来とてきました規模、内容とい
うものがあるわけですが、ことはどういう観點か
で調査を開始されるのか、その点ひとつお伺いを
しておきたいと思います。

○説明員(藤野典三君) 人事院勧告の官民比較の
指標につきましては、長年の経緯を経まして、四
月時点におきます官民給与を比較する方法をと
ておるものでございまして、本年の場合におきま
しても、そういう意味で精密に調査をいたしまし
て比較するということで作業を進めておるところ
でございます。それを具体的に申し上げますと、
本年も例年と同様に連休明けから具体的な民間の
調査に入る予定でございます。

○鴨山篤君 これは人事院で発行されております
ものであります。昨年の調査の態度あるいは調
査の対象、そういうものについてはこの資料で足
りるわけですからども、ことし、なおそれに従来
の方針に加えて新しい問題提起といいますか、こ
とはこういう分野にも手を広げてみよう、こう
いうようなものはないんでしょうか。

○説明員(藤野典三君) この官民給与の比較につ
きましては、現在のような人事院勧告が凍結なり
抑制という事態が続いているために官民較差がい
わゆる残存しておる状態でございますから、従来
からの調査の連続性ということがござりますの
で、そういう意味におきましては特にそういう占
が重要であろうと思いますので、余り変更を加え
ないということで本年は実施したいと考えております。

○鶴山萬君 最近、民間賃金の傾向につきましては、申し上げているわけですけれども。一例で申されども、週休二日制というふうな労働時間の問題につきましての変化といふものが出ていた。それから中小の民間企業におましましては、退職金の引き上げ、労働災害の補償というふうな問題について新しい傾向が出ていましたが、大企業については、退職金は頭打ちという状況になつていて、経済状況、労使関係から見まして若干ずつその変化があるわけですね。したがつて、そういう点について、人事院としてことしの夏の勧告に向け、変わつたある労働条件、労働環境といふものについての調査を行う予定があるのかないのか、その点を伺っておきたいと思います。

○説明員(藤野典三君) 先ほど御説明申し上げましたように、現在のような状況でござりますので、基本的に従来どおりの調査をすることが最も適当であらうと考えておりますが、先生御指摘のように、週休二日制の問題につきましては、これも実は民間企業の調査の際に調査をしておりまして、本年もそういう意味においては継続して調査をする考え方でございます。

○鶴山萬君 もう一つ、人事院に伺いますが、五十六年度の人事院勧告、これは基本給の部分につきましては実施がされたわけですが、その他の期末などのところで若干の制限がございました。五十七年度は全くの賃金凍結ですね。昨年は二・〇三%。地方公務員あるいはいろんなところで影響を受けたわけですが、さて公務員、行(一)でも行(二)でも結構ですけれども、五十六年に受けた損失額、五十七年に受けました損失額、五十八年度に受けた損失額、そういうものがあると思うんですけれども、代表的なもので結構ですから、年度別にひとつ明らかにしてもらいたい。

つておりますが、先生から今お話をありましたような点でまとめて申し上げますと、行政職俸給表適用職員の平均で見ますと、五十六年が約七万円でございまして、五十七年、五十八年はいずれも約十八万程度でございまして、三年間で約四十三万円相当の額になつております。

○鶴山篤君 大蔵大臣も今数字は記録されていた
域によつて違つておりますので、例えば東京のよ
うな例で申し上げますと、係員クラスでございま
すと約三十万円程度、課長クラスになりますと
約百二十四万円程度といふ額にならうかと思つて
おります。

そういうものがおわかりになつたと思うんですね。
さてそこで、人事院と大蔵大臣に所見を伺いた
いんですが、こういうふうに損失額が大きいのが
明らかになりまして、民間の労働者に比べて大変
な生活苦を余儀なくされるわけですね。そのこと

が国家公務員の労働の問題、働く環境の問題にまで影響しているわけですね。その昔、勝手にしやがれという言葉がはやったときがありますけれども、どこまでおれたちを痛めつけるのかという感じはどここの職場に行きましたもみんなどたくさん持っているわけです。きょうおいでの方々も、あるいはその後ろに座っている方々も、こんなに仕事を一生懸命にやって、こんなに抑えつけられたのじゃたまつたものじゃないという意味で、勤労意欲にまで非常に影響していると私は率直に指摘をせざるを得ないと思うんですが、そういう点について人事院はどう考え、大蔵大臣はどういう感想をお持ちですか。

○説明員(藤野典三君) この点につきましては、先生の御指摘ございましたように、公務員の家庭生活にも相当なしわ寄せがあったのではないかということは十分推察できるところでございまして、そういう意味におきまして、職員の生活、士気等にも及ぼす影響がございますので、この点は十分考慮していただきなきやならないと私どもと

卷之三

○國務大臣(竹下登君) 生活設計というものがそれぞあれあるうかと思ひますので、それに対しても影響といふものが生活設計の中で出てきた面は大いにあり得るではないかというふうに考えております。

が、労働省いたしましては、例年主要企業の調査を取りまとめておりますが、これは大体六月中旬ごろ取りまとめ、発表することにいたしております。私どもいたしましては、現在のところ、各関係団体等で発表されます状況、いろんな調査等につきまして注目して見ておるというところで

いんでしょうか。
三公社四現業の公企体職員の賃金問題といふは、建前で言いますと労使の交渉ということに付つてゐるわけですが、現実問題としては、政府が何らかの理解を示すということによつて具体的な賃金交渉が始まるといいますか促進をされる、

私も、一昨年になりますが就任して、すでに前内閣で一応の方針が決まっておったわけでござりますけれども、その後予算編成をいたします際に、本当にこの人事院勧告、それこそ見送りのときでございますから、見送りの段階で、一生懸命作業してやつと予算編成が終わって家へ帰つて、それやれ予算編成がやつと終わった、公務員給与もきちんと見送りということで合意に達したとい

つて報告をしたら、奥さんが家計簿を見てください。いい、こういって出したという話が当時ございましたが、そうした認識は持つておるつもりであります。

ですから、そう気持ちよく何でもオーケーすることはできない立場はよくわかりますけれども、しかしこれだけ損害額が多いというのは予想外のことではないでしょうか。先ほども具体的に数字が言わされました。標準的なところで七万円、十八万円、十八万円、しかし中堅のところ、あるいはそれがその省庁で重要なポストにおける方々の損失額というものは百万円を超えるわけですよ。こういうことは全く異例中の異例であるし、今後そういうことはあってはならぬ、私は強くそのところを指摘しておきたいと思います。

なお、公務員賃金と年金とのかかわり合いは、後でもう一度申し上げたいと思うんです。

さて次に、労働省おいでになつてあると思いま
すが、ことしの春闘状況、賃金闘争についてどう
いうふうに観察をされておりますか。その点から
お願ひします。

○龍山鶯君　これは大蔵大臣にお伺いした方がいいです。
ところももちろん出てきておるわけでござりますが、中小その他はこれからというところもござりますて、まだ現在のところでこれといったはつきりとした確定的な状況ということで申し上げるにはちょっと早いかなという感じをいたしております。

しながら賃金を出したという経緯があるわけですが、最近は公労委の中で、もちろん物価の状況、経営の内容といふものも大きな因子であります。が、民間賃金準拠といふのが最大のウエートのような感じになつてきました。

そこで、労働省の理解として、民間準拠といふ場合にどういうものを内容として、指導を別に

○鶴山篤君 春闌共闘委員会の公表したものと全く
私は手元に持つてゐるわけですが、約千ぐらゐの
組合に回答がありまして、そのうち二百四十の組合
が妥結をして、単純な平均であります、一万円
一千百四十六円、五・一%程度、こういうものが
発表をされております。したがつて、いわゆる春闌
闘争全体としては今後にまつといふことにならぬ

そこで、ことしの春闘の妥協額なり、あるいは回答の状況から見て、特別な特色は何か感じておりますか。

ました数字等につきましてはただいま先生御指摘のとおりでございまして、私どもも、春闘共闘会議の状況あるいは同盟の方でも発表されておりません数字、例えば回答されたものあるいは妥結したものとおりでございまして、加重平均によりますと、現在のところ八千七百六十七円、四・四五%といふような数字、あるいは日経連の方で発表されました、やはり同じように回答、妥結を含めました数字で見ますと、九千百六十円、四・三八%というような数字を承知いたしております。

も取りまとめは通例六月半ばごろやつておりますので、それに現在いろいろな形で妥結していると

○龍山鶯君　これは大蔵大臣にお伺いした方がいい
ところももちろん出てきておるわけでござります
が、中小その他はこれからというところもござ
りまして、まだ現在のところでこれといったはつき
りとした確定的な状況ということで申し上げるに
はちょっと早いかなという感じをいたしております
す。

しながら賃金を出したという経緯があるわけですが、最近は公労委の中で、もちろん物価の状況、経営の内容といふものも大きな因子であります。が、民間賃金準拠といふのが最大のウエートのような感じになつてきました。

そこで、労働省の理解として、民間準拠といふ場合にどういうものを内容として、指導を別に

ているわけじゃないと思いますが、公労委が作業を進めたり、中労委が作業を進めていた民間準拠というものはどんなものであるのか、どういう理解であるのかという点を少しだしておきたいと思います。

○説明員(廣見和夫君) これにつきましては、ただいま先生の御指摘もございましたとおり、公共企業体等労働委員会が主としていろいろと状況を調査し、総合的に勘案し、いろいろな形で調停仲裁をなされるわけでございます。しかし、私どもの理解しておりますところでは、一つは賃金水準

○鴨山篤君 大蔵大臣、三公社四塊の問題について
では、まだ特別な御連絡はないんですか。
○國務大臣(竹下登君) 事によつたら十時半の午
者会見かと思つて今問い合わせしてみましたら、
やっぱり十一時だと言いますから、私もここで心
待ちしておりますところであります。

○鴨山篤君 そのところはちょっと保留をさせて
いただいたて、次に、國家公務員等共済組合の將
來に重大なかわり合いが出てきます新年金の問
題をまず第一に取り上げておきたいと思います。
先日、衆議院の方に提示をされたと思うわけで

ですが、この厚生年金、国民年金、船員保険の統合原則的には十年かかつて公的年金の統一をする、そういう閣議の考え方に基づいて新年金というものが提示をされたわけですが、さようはこれが本命ではありますけれども、これからとの共済組合の問題に重要なかわり合いがありますので、この新年金の基本的な構想というものをまず第一に説明いただきたいと思います。

○説明員（山口剛彦君）　ただいま御指摘がございましたように、私ども現在の年金制度の大改革を目指します法案を今国会に提出させていただいている所です。その基本的なねらいとするところは、御承知のとおり、我が国の年金制度は、国民皆年金体制のもとで大勢としてほぼ順調に発展をしてきているというふうに考えておるわけでござりますけれども、これから高齢化社会、また高度成長を経た我が国経済社会の変化というものを考慮いたしますと、今の制度をそのままの状態にして高齢化社会に突入をするということについては問題があるという認識をいたしております。

したがいまして、そういう高齢化あるいはこれから経済社会の変化に即応できるような年金制度にしなければならないということです。まず第一のねらいは、今の縦割りになっております年金制度の体系を、基礎年金という考え方を導入いたしまして再編成をして、より公平で長期的に安定した年金制度の確立を目指したいということ、もう一点は、年金は結局世代と世代の助け合いの制度でございますから、将来にわたって給付と負担のバランスがとれたものでなければならぬ、そういう意味で給付と負担の長期的なバランスをとるために対策というものに今着手をすることによって、高齢化社会になりましたときの年金制度に障の問題、障害者の所得保障の問題についても充実を図りたいということを考えております。

○種山徹君 私は、NHKのテレビで、四回放映をされて、よく説明をされていたのも見ました。それから最近厚生省がいろいろな分野でPRをしております資料につきましても見ていているつもりであります。これだけ冊子が出ているわけですから異常な熱意でPR活動をやっている、こういうふうにその点は理解をいたします。

さてそこで、この三つの統合を行う、これは基礎年金を土台にしてはしご段にする、段階にする、それから婦人の年金権を認める、こういうふうになつていてるわけですが、結局その基礎が固まるということはほかの公的年金制度もこれに倣つていく、年度はそれぞれあるでしょうけれども、倣つしていくという意味ではこの新年金というが基本になるものだというふうに思うわけです。

私、最後までテレビを見ていたわけではありませんでしたが、その中で御婦人の方もかなり注文をつけておられたんですが、皆さん方が国会に提案をする前に、そういう問題であるとか、経過措置の問題であるとか、幾つかのことが問題提起されおられましたね。額の問題であるとか、部分的ですが、国民の意見、要求というものをどういうふうにこの新年金の中に生かしていかれるのか、あるいはそういう配慮をしたけれどもなかなか入らなかつたというふうな問題点が幾つかあると思うんですが、その点いかがでしょ。

○説明員(山口剛彦君) 私ども、今回の制度改革をするに当たりまして、本格的な準備というのは二年半ほど前から始めておりますが、その間に関係の審議会で大変精力的な審議をしていただきまして、改革に向けて御意見をいただきました。また、私ども、年金制度についての有識者調査とうことで、各層の国民の皆様から年金制度に対する注文あるいは意識というようなものを調査させていただきましたことをいたしました。また、そなほかも、臨調を初めといたしまして、各界から年金制度の改革の方向についていろんな角度から御意見をいただいております。そういうものを私どもいたしましては総合的に検討いたしまし

で、もう一度審議会に戻して御意見もいたたいて、わざですけれども、ほぼ基本的には今回の年金制度の改革の基本方針というものは一応理解がでます。また審議会によつては早くこういう改革に着手をしなければならないというような御意見もいただいております。

そういう意味で、私どもはできるだけ各層の御意見を反映し、コンセンサスが得られたところで今回の年金改革案を取りまとめたというふうに考えておりますが、御指摘をいただきましてようやく、基本方向としてはともかく、細部にわたつてはいろいろ確かに御注文、御意見等がございます。私ども、現在の案はそういう御意見もいただき、十分考慮した上で提案をいたしております。そこでさしあげますけれども、またこれからは国会での御議論の中で御指摘をいただきすることにつきましては私どもの考え方を申し上げさせていただきたいと思いますけれども、また十分に御議論をいただいて、私どもの気持ちをいたしましては、ぜひ今国会で成立をさせていただきたいというふうに願っております。

○梅山篤君 年金担当大臣というのは厚生大臣が指名をされたわけですから、建前としては一本なんですがれども、国会の機能としてはまだばらばらです。当委員会で国家公務員をやり共済組合の審議を行い、地行委員会で地方公務員、社労ではこの新年金と、総合的な機能調整というものが欠けているわけで、これは非常に残念なことだと思います。それに基づいて今それぞれ作業が進んでいくと、いとも十分確認はできるわけですが、從来、年金の議論として絶えなかつた問題が、官民格差ということが指摘をされました。私の記憶によりますと、いろいろなところで議論がありましたが、昭和五十一年の国会で、やや統計的といいますか、構造的に官民格差の問題は、官民格差といふことが指摘をされました。私が提唱されまして、それ以来やや計画的といいま

官民格差であるかということは決められない、なかなか難しい問題だとおっしゃる先生の御指摘は、まことに私、当然のことだと思ひます。その一つの例として、年金の給付の額がしばしば問題になるわけであります。共済の方が厚生年金の額よりも五割以上高いということは御指摘のとおりでございます。数字で申し上げますと、既裁定の年金の厚生年金平均が十万七千円程度である、それから国共済の一般の組合が約十五万円であるということで、五割程度高いという数字がございます。数字はそういうふうに現実に共済年金の方が高いわけではございませんが、これも単純に現実の給付額が共済の方が高いからというだけではないけれどあります。実は年金額を決定する一つの重要な要素としての組合員期間というもののがございまして、これが現実に申しますと、厚生年金の場合は現在既裁定の平均が約二十四年でござります。それに対しまして国共済の場合は約三十三年ということで、四割程度組合員期間が長いといったようなことがございます。それらを考えますと、要するに掛け金を掛けている期間が四割も長いということであれば、現実に受け取る年金について五割高いというのも当然といえば当然であるかもしれない、そういうふうに思います。

同時にまた、厚生年金はいわば社会保障の側面が非常に強いわけですが、国家公務員等の共済組合の場合にはそういう側面と同時に、一つの公務員制度の一環という面もあるわけでございまして、それらを考えると、一義的に現実の年金額を比較して官民格差があると決めてほるのはいささかどうかというふうには私たちとは考えておるわけです。いずれにしましても、この点につきましては、今後一年間をかけての共済年金改革の具体案づくりの際に、各方面的御意見を聞きながら勉強させていただきたい、こういうふうに考えておる次第であります。

えています。平均の加入期間を合わせてモデル的に比較をいたしますと、やや共済の方が高いと、いう程度で、ほぼ同じような水準になってきているということが私どもも言えようかと思います。ただ、年金額の計算の仕方等につきましても差がございますので、そういう差について一般の方々から差があるのはおかしいという御指摘があつて、そういうものがほかのものも含めまして年金制度に対する一種の不信感につながっていると、いうような事実もこれは否定し得ないことでございまして、これから御検討の中で、私どもといいますので、これからは、だれが見ても不合理だと思われるような格差についてはこれは解消をしていかなければならぬというふうに基本的には考えております。

○鴨山篤君　両方から指摘があつたわけですが、それでもなおかつ、給付水準についての異論というのが民間の立場からは今後も出される。

そこで厚生省、基礎年金がある、その上に二段階のものが出る。その二段階のところは、国民年金は別にいたしますと、厚生年金とそれから船員保険法適用者につきましてはその上で調整をすることになるわけですね。その場合に、この給付水準をある程度考えなきゃならぬ。その考え方といふのは、提案をしております厚生省の立場であります。ましようが、当然これは老後の生活保障といふものがあるわけですから、その年金の水準について大体夫婦二人で十万円、その上にどのぐらい乗せれば典型的な老後の保障ということになるのかどうか、考え方だけで結構ですからお伺いしておきます。

○説明員(山口剛彦君)　ただいま御指摘がありましたが、船員の場合につきましては期間計算をいたしますときに三分の四倍をする。今までの厚生年金と船員保険の年金額の計算上最も違っておりますのが、船員の場合につきましては期間計算をいたしますときには、厚生年金と船員保険についてはこの際統合をす

いますが、これは将来に向けて廃止をするという方向を今回考えております。

その場合の年金の水準でございますが、厚生年金の場合は、現役の方の標準報酬との比率で年金の水準がどれくらいが適当かということでいろいろ御意見ございまして、大体現役の方の大割程度の水準を夫婦の老齢年金として出していくといふことが一つの目安ではないかということで從来ともやつてきたわけでござりますけれども、現実には年金の水準が六割を上回っておりまして、七割弱のところに平均的なサラリーマンの年金の水準が既に達しております。将来、このまま放置をしておきますと八割を超えてしまうというようなことで、これは負担という面も考えてみますと老若のバランスがとれないだろうということで、今回の改正で大体現在の平均的な水準七割弱のところで今後とも横ばいに推移をすると、いうような形で、給付設計を軌道修正して給付と負担のバランスをとつていただきたいというふうに考えておりまます。したがいまして、御質問に直接お答えをいたしますと、私どもの一応の目安としましては、現役の方の平均標準報酬の七割弱のところを基礎年金プラス二階の報酬比例の年金を合わせた水準として保障をしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

つきましては五十五歳でありましたが、現在この六十歳支給に改めることになつておりまして、現在はその経過措置の進行中であります。それは先生御指摘のとおりでございます。

ただ、その経過措置期間が非常に長いではないかという御指摘でございますが、いずれにしましても、退職をしまして老後の生活について不安を持つといふようなことはやはりできるだけ避けたいきたいというのは当然のことでございます。したがつて、経過措置をとつておるわけですが、これは十五年、最も長い人で二十年でございますけれども、これは厚生年金について、たしか昭和三十年代でございましたか、二十年代でございましたか、五十五歳からやはり六十歳に引き上げましたときにも同じ実は年限を要しておるわけでございまして、そういう意味ではバランスがとれていいといえばそう言えないわけでも実はないわけでございます。

ただ、この支給開始年齢につきましては、今回厚生省の方から提案をしておりまする厚生年金あるいは国民年金の一元化のための法案では六十歳で据え置きということになつておりますが、これは将来年金負担が高くなり過ぎないかといったような観点から再検討をされるという時期もあるいるのであるのではないかと考えておりますて、そういう際には我々の方も同じような検討をしなければならないのではないかと考えております。

○鶴山篤君 その次に、いつも問題になりますのは、計算をする場合の分母の置き方です。厚生年金の場合は、加入期間の賃金の総平均で算定する報酬部分と、金額の高低に関係なく加入年数によつて算定される額定部分がある。ところが、共済ものの人たちは、その部分もこれは合理的ではないじゃないか、この議論が現にありますし、新規の改正に当たりましてもこの議論は絶えないといふふうに思うんですけれども、この点につい

て両省の考え方をひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(保田博君) お答えいたします。

確かに基礎給与のとり方が、共済年金の場合は退職前一年間の本俸の平均である、それから厚生年金の場合は全被保険者期間の給与の総平均であるという差がございます。これは年金制度が非常に古い沿革を持つていて、からとということでもござりますけれども、同時にまた、公務員等の給与といふのは毎年御審議いただいております公務員の給与法等によつて非常に公平に決められておりましるし、その昇給等につきましても公明正大に行われておるわけでございまして、その様子は国民に広く知られておるところであります。しかし、民間の給与というものは実はそういうことではございません。各企業の賃金政策等々によりまして非常に差があるといったようなことからこういう扱いの差が実はできておるわけでございます。結局、基礎給与のとり方に差があるからとも、総体としての年金額の水準はどうであるか、片一方が非常に高いか低いかといったところで総合的に判断されるべきものであつて、基礎給与のとり方が御指摘のように差があるからといふことだけでは官民格差があるということには実はならないのではないかというふうに考えておるわけであります。

いすれにしましても、この点については、六十年度の共済法の改正案を作成いたしますときにこゝもみんなで勉強をしていきたいと考えております。

○説明員(山口副審査官) ただいま御説明がありましたように、官民の給与体系に相当の差がござりますので、例えば厚生年金について共済年金と合わせるということで、最終年の給与をとるということができるかといふことを考えてみますと、民間の場合には年金の受給年齢に近くなつてから給与が下がるというようなことも現実にこれは事実としてございます。給与体系等まちまちでございますので、今ま単純に共済年金の方に

合わせるということもこれは合理的ではないといふうに考えております。

そういう問題もございますが、ただいま御説明がございましたように、国民の皆さんに納得していただけるような形で年金の計算式が決まっていくよういろいろまた検討をさしていただきたいと思つております。

○鶴山篤君 その次は、これは負担と給付の見合いで掛金率、負担率というのはおのずから決まっておるわけですが、さてこの保険料の分野でも官民格差があると從来から言わされてきたんです。共済組合の方が厚生年金の負担よりも保険料は少し高いけれども給付金額は一〇〇対一五〇である、こういうことを指摘して、これまた不合理だ、官民格差だ、こういうふうな議論が常に残っているわけです。これが十分理解がされていないために混乱が起きているのだろうというふうに思ふんですが、新法、新年金移行という段階でありますので、それぞの共済組合なり保険に加入している人たちの全体の合意を得ながらこれはスタートする必要があるだろう、こういう意味で追加費用、過去勤務債務という問題について考え方を明らかにしていただきたいし、また将来はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(保田博君) 保険料の負担でございますが、現在、国共済の場合は組合員の掛金率は五一・五%でございます。これに対して厚生年金の場合は五・三%となつております。ただし、掛金等の算定基礎となる給与等が、厚生年金の場合は諸手当を含んだ標準報酬である、これに対して共済の場合は本俸のみであるということを考えれば、共済の方が二割程度負担が少ないというふうにも見られるわけでございます。しかしながら、あるいは積立金の多寡、あるいは過去勤務債務の處理といったようなもので非常に異なつておりますので、厚生年金の方が高いというふうに見えますけれども、国共済の掛金率が制度発足当初は非常に高かつたといったようなことを考えますと、一定の時期の保険料率のみで比較するというのも

いかがかといふうに考えております。

いずれにしましても、財源の必要とする率は、制度が成熟化いたしますに従いまして高くなると、いうのは当然のことございまして、所得水準との比較において負担がたえられないような高い水準に急激に上がっていかないよう、安定的な財源率を設定するということは共済の場合でも厚生年金の場合でも同様でございまして、同じような立場で長期的に検討しなければならない、比較もまた長期的な視野で比較しなければならない、こういふうに考えておるわけであります。

○鶴山篤君 それから、もう一つ解説を正しくしておいた方がいいと思うんですけども、過去勤務債務、追加費用についての議論も依然として残っているわけです。これが十分理解がされていないために混亂が起きているのだろうというふうに思ふんですが、新法、新年金移行という段階でありますので、それぞの共済組合なり保険に加入している人たちの合意を得ながらこれはスタートする必要があるだろう、こういう意味で追加費用、過去勤務債務という問題について考え方を明らかにしていただきたいし、また将来、この問題について何らかの手をつける気持ちがあるかどうか、その点を伺つておきたいと思います。

○政府委員(保田博君) 国家公務員共済の例でござりますと、いわゆる新法時代は社会保険方式によつておりますので、基本的には公経済負担部分を除きますと労使の折半であるわけでござりますが、旧法時代の期間にかかる部分は当然ながら第一は、経済事情の変動に伴いまして、年金、恩給の実質的価値の維持に資するため、公務員給与の改善率を基礎といたしまして恩給年額を増額することをございます。

第二は、戦没者の御遺族のための恩給である公務扶助料、それから傷病者の方々のための恩給である傷病恩給、これらを改善いたしまして、この方々に対する待遇の一層の充実を図りたいということです。

第三は、普通恩給、普通扶助料の最低保障額の改善などございまして、この思想は経済的に弱い立場にあると一般論として考えられる方々の恩給を改善すること。

この三つが基本的な柱でございます。

なお、改善の実施時期は、公務員給与の改善に伴う基本的な増額措置は三月から、その他の改善措置は八月または十月から実施ということを考えて法律案を提出してございます。

○鶴山篤君 第一の恩給法の改正が公務員賃金に倣つた、二・〇三%ということですが、人事院勧告というのは六・四七%ですが、なぜ二%を採用したんですか。

○説明員(小谷宏三君) 恩給のベースアップの指標として何を使うのが最も適切であるかという議論はいろいろござりますし、過去においてもいろいろな指標を使ったこともござりますが、昭和四十八年以来、恩給のベースアップのこの率は、現職公務員の給与改善を基礎としてずっと行ってきているところでございまして、恩給という元公務員に対する年金額の調整のあり方といたしましては、現時点ではこの方法が最も妥当であると考えられてまいりました。したがいまして、現在の厳しい財政事情のもとにおきまして、現職公務員の給与改善が抑制され、その改善率が人事院勧告の率を下回ってはおりますが、やはり恩給につきましては、人事院勧告を指標としてベースアップを行うことは妥当ではなくて、現職公務員の給与のベースアップ率を指標とせざるを得ないというふうに考えております。

○鶴山篤君 恩給法の第一条ノ二によりますと、「年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、國家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズル」、こういうふうに法的に年金額の改定の根拠を述べているわけであります。なるほど、国家公務員は凍結があり、昨年は二・〇三名ですが、国民全体の生活水準、国家公務員も国民の一人に入るわけですが、国家公務員以外の国民の賃金水準、生活水準というのにはかなり開きがあるというふうに思うわけですね。そういう点についての配慮というのは今回されなかつたわけですが、なぜそういうものを総合勘案をしなかったのか。その点、いかがですか。

○説明員(小谷宏三君) 恩給法第一条ノ二には、ただいま先生おっしゃいましたとおりの条文が規定されています。そこで、今までの恩給局の考え方、昭和四十八年以来の考え方でございますが、物価水準その他の諸事情を非常に忠実に反映しておりますのが毎年の一般職公務員の給与の規定期間を三月にして、年金の方の改定を四月にした

一スアップであったというふうに考えてまいつて、その結果として、従来から現職公務員のアップ率を基礎として恩給の改善をしてきたわけござります。ただ、今回の場合は、人事院勧告の数値より低い数値で現職公務員のベースアップが行わるとして、恩給の改善もそれに倣わざるを得ないというふうに存じて、御理解を願いたいところでございます。

○鶴山篤君 これは政策の問題なんです。財政が苦しいというのは、物理的に見れば私はそうだと思います。ただし、その原因だと、財政悪化をどう克服するかについては意見の違いがあるところなんですが、やっぱり恩給でも、後ほど申し上げます共済年金にいたしましても、一般の国民生活とふり合いであってはならぬ、その意味で恩給法ということがにはならぬと私は思うんです。毎年、附帯決議がついておりますのは、人事院勧告あるいは仲裁裁定、民間賃金が出た翌年にそれを基本にして引き上げをしておる。このことは余り適当ではないじゃないか、こういう附帯決議が毎年つけられているわけです。言うてみれば、世間並みに合わせるというのが院の意思だということになりました。私は思うわけです。にもかかわらず、単純に昨年抑制をされたものを基本を持ってきたというふうに思っています。

それから、今回恩給の引き上げ率が人事院勧告に及ばなかったことでございますが、これは重ね重ねの御質問で甚だ私も痛々入っているところでございますが、何と申しましても、財政難で現職公務員のベースアップ率が平均約二名に抑えられた現在でございますので、元公務員である恩給受給者の方々あるいはその遺族の方々にもこの際我慢をしていただきなければならないというふうに考へておられる次第でございます。

○鶴山篤君 納得はとてもできる話じゃないですね。だれに聞かせても、恩給が三月で年金が四月、今回特別な例であるといふ説明をしてみても、これは合理的な理由には余りならぬですね。大蔵大臣、ちょっとお伺いします。

ここに「⑨部内外絶密」という秘密文書があるわけですが、二階堂さん、細田さん、町村さん、田中六助さんのいずれも署名がある文書なんですね。これは今回の三月実施の問題と無関係ではないので、読み上げて真意をお伺いしておきたいと思います。

(一) 昭和五十八年度中に公務員給与の改定が実施された場合には、恩給の改定は昭和五十九年一月から実施する。この場合の改定率は、原則として昭和五十七年度において見送るこ

とで、その結果として、従来から現職公務員のアップ率を基礎として恩給の改善をしてきたわけござります。ただ、今回の場合は、人事院勧告の数値より低い数値で現職公務員のベースアップが行わるとして、恩給の改善もそれに倣わざるを得ないというふうに存じて、御理解を願いたいところでございます。

○鶴山篤君 これは政策の問題なんです。財政が苦しいというのは、物理的に見れば私はそうだと思います。ただし、その原因だと、財政悪化をどう克服するかについては意見の違いがあるところなんですが、やっぱり恩給でも、後ほど申し上げます共済年金にいたしましても、一般の国民生活とふり合いであってはならぬ、その意味で恩給法

度の諸事情を見て現在の年度の恩給のベースアップをするということございまして、前年度の諸事情が何かというと、従来の例でござりますと、前年の四月一日にベースアップされた現職公務員の俸給という事になるという考え方でやつております。ただ、この考え方には御批判ございまして、毎回、附帯決議をいたしておりますので、なお引き続いて慎重に検討しておるところでございます。

それから、今回恩給の引き上げ率が人事院勧告に及ばなかったことでございますが、これは重ね重ねの御質問で甚だ私も痛々入っているところでございますが、何と申しましても、財政難で現職公務員のベースアップ率が平均約二名に抑えられた現在でございますので、元公務員である恩給受給者の方々あるいはその遺族の方々にもこの際我慢をしていただきなければならないというふうに考へておられる次第でございます。

○鶴山篤君 私どもとしては、恩給が、抑制さ

れておりましたのは、厚生年金など国が助成した恩給の実施期日が三月になっています。後はこれまでも下げた提案が行われておるのは全く納得ができない。これは指摘をしておきます。

○鶴山篤君 私どもとしては、恩給が、抑制されておりました國庫助成金につきまして四分の一を当面削減をしたわけですね。本来、こういう福祉な

りあるいは生活保障という問題でばっさばっさと金を切っていく思想はこれはよくないということはこの前も指摘をしたわけですが、なんかずく恩給

ととした給与改定率を下回らない率とする。

なお、昭和五十九年度の恩給年額の改定は、従来どおりの方式によるものとする。

(二) 戦没者遺族、戦傷病者及び老齢旧軍人等に対する処遇改善に対しても従来の経緯を十分尊重配慮する。

こうなっているわけですね。

前段の「恩給の改定は昭和五十九年一月から実施する」、こういう四者のサイン入りのメモがあるのですが、これは大蔵大臣御存じだと思うですが、いかがですか。

○政府委員(保田博君) うわさとして聞いたことはございますけれども、現実に耳見したことはございません。

【鶴山篤君資料を手渡す】

○国務大臣(竹下登君) これは町村金五先生がござりますから、五十八年度予算を編成しますときに大臣折衝で総務長官と私との意見がなかなか折り合いませんでしたので、したがって「この場合の改定率は、原則として昭和五十七年度において見送ることとした給与改定率を下回らない率とする」、人事院勅令の取り扱いがまだ決まってない状態のときでございますから、総務長官側の主張というのは、恐らくこの五十七年の見送り分に乗せされたものが実施されるという、観念的にそういう考え方での主張があつたというふうに記憶をいたしております。

この文書そのものは、別に私がサインしたものでもございませんので、この存在しておる、しないの問題は、私としてこれを知つておるかと言わると、この文書そのものは知らないということございましょう。「戦没者遺族、戦傷病者及び老齢旧軍人等に対する処遇改善に対しても従来の経緯を十分尊重」されたいということは、そのときは政調会長は田中六助君でございますから、そういう主張があつておりました。結局、五十八年度予算で、要するに総理府総務長官なり政調会長の御主張のとおりに私自身が感じなかつたというところから、党内においての確認事項としてなされた

ものではなかろうかというふうに考えられます。

○鶴山篤君 大蔵大臣、どうも歯切れが悪いようですね。この文書の前段というのは、総理府総務長官と大蔵大臣の話を受けて出た代物なんですね、それが、いかがですか。

○政府委員(保田博君) うわさとして聞いたことはございませんけれども、現実に耳見したことはございません。

○鶴山篤君資料を手渡す】

○国務大臣(竹下登君) これは町村金五先生がござりますから、五十八年度予算を編成しますときに大臣折衝で、一応事務的なレベルで折衝が行われ、必要なものは決まつた。ところが、復活折衝で実は三月一日に変更になつたんですね。そのことは大蔵大臣、承知しますか。

○政府委員(保田博君) 予算の政府案が決まる過程におきましては、当然大蔵原案を内示し、それから復活折衝を経てという手立てを踏むわけござりますが、原案でどう、いつの段階でどうなったということは、いわば政府・与党の部内の折衝項目でございますので、この場におきまして公式の内容を御披露するのは差し控えさせていただきたく思います。

○鶴山篤君 しかし、それは全部の新聞にも書いてある公然たる事実ですよ。この「絆部内外絶体秘」のこの問題と、復活折衝で恩給の改定実施が三月一日に変更になった、そのかかわり合いはどういうふうに説明をされますか。

○政府委員(保田博君) 大蔵原案では、恩給のベイスアップは四月実施ということで内示をいたしましたが、これが三月一日に変更になった、そのかかわり合いはどういうふうに説明をされますか。

○鶴山篤君 しかし、それは全部の新聞にも書いてある公然たる事実ですよ。この「絆部内外絶体秘」のこの問題と、復活折衝で恩給の改定実施が三月一日に変更になった、そのかかわり合いはどういうふうに説明をされますか。

○政府委員(保田博君) 予算の政府案が決まる過程におきましては、当然大蔵原案を内示し、それから復活折衝を経てという手立てを踏むわけござりますが、原案でどう、いつの段階でどうなったということは、いわば政府・与党の部内の折衝項目でございますので、この場におきまして公式の内容を御披露するのは差し控えさせていただきたく思います。

○鶴山篤君 しかし、それは全部の新聞にも書いてある公然たる事実ですよ。この「絆部内外絶体秘」のこの問題と、復活折衝で恩給の改定実施が三月一日に変更になった、そのかかわり合いはどういうふうに説明をされますか。

○政府委員(保田博君) 予算の政府案が決まる過程におきましては、当然大蔵原案を内示し、それから復活折衝を経てという手立てを踏むわけござりますが、原案でどう、いつの段階でどうなったということは、いわば政府・与党の部内の折衝項目でございますので、この場におきまして公式の内容を御披露するのは差し控えさせていただきたく思います。

○鶴山篤君 しかし、それは全部の新聞にも書いてある公然たる事実ですよ。この「絆部内外絶体秘」のこの問題と、復活折衝で恩給の改定実施が三月一日に変更になった、そのかかわり合いはどういうふうに説明をされますか。

○政府委員(保田博君) 予算の政府案が決まる過程におきましては、当然大蔵原案を内示し、それから復活折衝を経てという手立てを踏むわけござりますが、原案でどう、いつの段階でどうなったということは、いわば政府・与党の部内の折衝項目でございますので、この場におきまして公式の内容を御披露するのは差し控えさせていただきたく思います。

えがあらうかと思いますが、記憶を呼び戻してみますと、今のこの覚書のようなものはこれは五十年代予算編成の際だと思います。五十九年度予算編成に際しては、その中で、要するに人事院勅告の実施の方向が決まっておりましたので、それが実施のときにはいろいろな政治的な配慮があるのは当然だろう、こう思うわけです。

そこで、予算折衝のときにはいろいろな政治的な配慮があるのは当然だろう、こう思うわけです。長官と大蔵大臣の話を受けて出た代物なんですが、知らないことにしたような感じの御答弁ですが。

新規裁定者の年金水準に差ができる」というのはどうか。

これらの点については「問題を拡大させることのないよう、速やかに検討を行うべきである」という御指摘がありました。

ただいま御質問のございました第一点の恩給と恩給についての予算折衝で、一応事務的なレベルで折衝が行われ、必要なものは決まつた。ところが、復活折衝で実は三月一日に変更になつたんですね。そのことは大蔵大臣、承知しますか。

そこで、予算折衝のときにはいろいろな政治的な配慮があるのは当然だろう、こう思うわけです。長官と大蔵大臣の話を受けて出た代物なんですが、知らないことにしたような感じの御答弁ですが。

うふうに確認をして世間に流れているわけです。これは非常に大きな私は課題だというふうに思いますが、いかがでしよう。

○國務大臣(竹下登君) この問題につきましては、最終的には政府・与党一体の責任でこれは予算折衝を終えまして、そして今度は内閣一体の責任で政府原案を国会に提出し、御審議をいたぐ、こういう筋になりますので、この責任そのものは最終的には内閣一体の責任で、内閣が予算書を作成して御審議をいたいたわけでございますから、その責任の存在はもちろん内閣一体、私どもにありますかというふうに考えております。

その今の文書との問題については、確かにその当時は五十八年度予算のときですから不確定要素があつたというのは、人効の取り扱いが、その時点の総務長官等の参考、まだ人効の出ないときでございますが、その扱いについての意見が決まっておつたわけではございません。それから実施時期を、言つてみれば財政的な裏づけも共済年金等の負担と給付という関係にあるものでないのと、これの扱いといふことについては、仮に一月というふうに理解されておつたら、私の方がむしろそれを三月にしたとすれば与党の皆さん方には私どもがその確認事項に沿えなかつたと、結果としてはそういうことではないかというふうに理解をいたしております。

○鶴山篤君 私は、こういう問題というのは政治に対する国民の信頼という面からいってみても、ああそうですかと、いうふうに引き下がるわけにいきませんが、これだけを取り上げているわけにいきませんので、後刻理事を通じまして協議していくだくようにしたいというふうに思つておりまます。

さてそこで、恩給と共済年金が、私は納得できませんけれども、昨年の人事院勧告 $\frac{1}{2}\%$ を受けてこれをやつたわけですが、恩給年額の増額のところで、兵の位でどういうふうに算定をしたのでありますか。

○説明員(小谷宏三君) 平均約 $\frac{1}{2}\%$ でございます。

が、上厚下薄でやつております、二・一・ $\frac{1}{2}\%$ アッブということにしてございます。

○鶴山篤君 兵の位から上は大将まであるわけでありますね。そこで、仮定俸給をつくつて、それに該当する要員を乗じて計算をする、言いかえてみますとウエートをかけて算定をした結果、兵の位では二・ $\frac{1}{2}\%$ のところがありますが、なべいくと今回恩給法の改正はどういう率になるんでしょう

%でございます。

○説明員(小谷宏三君) なべて言いますと、約二%でございます。

○鶴山篤君 さて、仮定俸給の問題について当委員会でも長年議論があるわけですね。それは仮定俸給年額というものの性格の問題と、それから片方では年金にかかわります公務員の賃金との比較において問題が常にあります。また、前回もそのことは指摘をされているわけです。私の記憶によりますと、山崎昇さんが仮定俸給とは何ぞや、この性格について相当突っ込んだ指摘がされています。それから兵の位で金額を示しているわけですから、国家公務員の行 \square にないような

数字を持つてくることについても重大な指摘を今までしてきました。その二つについてどういふうにその後研究をされたんでしょうか。

○説明員(小谷宏三君) 先生御指摘のように、仮定俸給の最下限にあるようなものが現実の現職のこと、これは事実としては確かに御指摘のとおりでございます。

ただ、これはいろいろ歴史的な経過がございまして、これも先生御指摘のとおりでございますが、恩給が、恩給の仮定俸給と申しますと、これは現在の公務員の俸給表には載つてないではないかといふこと、これは事実としては確かに御指摘のとおりでございます。

ただ、これはいろいろ歴史的な経過がございまして、これが恩給についてもう一つだけ伺つておきますが、臨調答申によると、恩給について抑制を図りなさい、新規のものはダメです。しかし、国会の請願書、ここ二、三年のものを調べてみると、恩給にかかる国民の要求、請願というものが数たくさんあるわけです。そういうことを承知で土光さんは答申をしたのかどうかよくわかりませんが、この二つの問題についてこれから政策的にどういうふうに考えていくとして

この間、指標のとり方にはいろいろございまして、初期においては消費水準であるとか、物価であるとか、それから物価と公務員給与の両方、これは恩給審議会方式と呼ばれておりましたが、いろいろな変遷がございまして、それで昭和四十八年以降は公務員給与の改善率を用いて古い仮定俸給表を改善するという方式をとつてきましたところでございます。

このよだな増額計画をつとたどつてまいりまして、その結果が現在の仮定俸給としてあらわれているわけでございますが、この毎年毎年の仮定俸給の増額方式と申しますのは、やはりそのときどきにおいてはその時代に合つた有意義なものであつたと思われます。また、仮定俸給というのとは恩給制度の基本をなすものでございますので、現

までも、これを変更することにつきましては非常に慎重に構えなければならないというふうに考えています。

それからまた、別の面でございますが、恩給受給者のうちでお年を召した方であるとか寡婦の方など、経済的に弱い立場にあると一般論として思われる方々に対しましては、別の面で最低保障

であるとかあるいは加算制度の導入などによりまして、実質的に仮定俸給を引き上げると同様の効果を生ずるような措置を続けてきたところでござります。しかし、仮定俸給のあり方につきましては、先生御指摘のとおり、今後も引き続き検討いたしたいと存じております。

○鶴山篤君 それから審議をされることで、本日午後六時十五分から公共企業体等給与関係開

議会議を開き、公共企業体等の有報回答問題について検討することにした、なお同時に官邸から、六時十五分に集まれ、こういう連絡を受けた

ことがあります。

○鶴山篤君 それから恩給についてもう一つだけ伺つておきますが、臨調答申によると、恩給について抑制を図りなさい、新規のものはダメです。しかし、国会の請願書、ここ二、三年のものを調べてみると、恩給にかかる国民の要求、請願

いるのか、その点をお伺いします。

○説明員(小谷宏三君) 恩給局といたしましても、臨調答申は基本的に尊重しなければならないと思つております。ただ、実は今回の恩給法等の一部改正法案におきまして、まさに改善ということを内容として盛り込んでございます。そのため

つは、公務員のベースアップに伴う仮定俸給の引き上げでございますが、もう一つ、それ以外の面で最低保障の引き上げなどございます。これは數年来問題となってきたところでございます。前から問題がありこのよだな恩給法全体の中で、前から問題が提起され見直すことを迫られているものにつきましては、財政事情を一方において十分に考慮しつつもこれを凍結するわけにはいかないというふうに存じております。

○鶴山篤君 時間がありませんので、恩給にかかることはきょうはその程度にしておきます。

さて、時間的なことがありますので、大蔵大臣、例の三公社四現業についての政府の態度といいますか、賃金問題についてはどういふうになつたんでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 正十一時の記者会見で、本日午後六時十五分から公共企業体等給与関係開

議会議を開き、公共企業体等の有報回答問題について検討することにした、なお同時に官邸から、六時十五分に集まれ、こういう連絡を受けた

ことがあります。

○鶴山篤君 これから審議をされることで、本日午後六時十五分から公共企業体等給与関係開

議会議を開き、公共企業体等の有報回答問題について検討することにした、なお同時に官邸から、六時十五分に集まれ、こういう連絡を受けた

いうことになりそなんですが、春闘の歴史も昭和三十二年からずっと続いてきまして、最近はストなし春闘というふうな状況にあるわけですね。言いかえてみると、その労使の交渉、労使の慣行といふものは毎年毎年のその積み上げで打開をされてきているわけなんです。その上に立って、よき労使慣行というものが成熟をしていくわけです。

そういう点からいいますと、形式的な回答あるいは賃上げ率の明示というのもは今日的な処理の仕方ではない、私はこういうふうに思うんです。最近の民間の労使関係を見ておつても、最初三千円ぐらいから始まって一万円になるところもありますが、それが最近では七、八千円の回答を示して、次で勝負、妥結をするという方向が、非常に労働運動全体としてあるいは労使の関係としてふえてきたわけです。そういう状況から見まして、形式的な回答というのはこの際改めるべきではないだらうか、こういうふうに考えます。その点、どうでしょ。

○國務大臣(竹下登君) これは穂山さんおっしゃるのも一つの私は考え方だと思います、率直に言つて。結局、今成熟したとおっしゃいましたが、確かに無回答の例、それから格差回答の例、ずっと今日に至っております。

そうしてながら、私も去年だけに記憶を呼び戻してみますと、結局、国鉄と林野が合理化計画が二日ぐらいおくれたか何かというようなことで、あの時期が二日おくれたような記憶が確かにございます。だが元来は、本当はそれぞれの当事者間で、当事者といいますと、専売は総裁がおられますが、実質問題としては造幣局長、印刷局長にそれぞれ委任をしておりますものの、印刷と造幣ということになると法律的には私が当事者ということがあります、それぞれの双方の労使当事者間で自主的に、仮にその自主的がばらばらであった場合、いわば広義な意味における公共性、それからもちろん法律のよつても立つておる基盤からしまして、それも実態面としてはなかなか

難しい問題じゃないか。そうすると、時期の問題は別といたしまして有額回答、それから委員長見解、仲裁、それから裁定と、そういうことを経過していかなければいけない。こういうような歴史的成熟した段階が今そくなつておる、こういうことはございませんが、今の場合はそれがやっぱり一番、本俸についてございますから、いわゆる手当、ボーナス問題の話ぢやございませんので、そういうのが一つの定着した姿ではないか、こういう感じを持っております。

それで、春闘というもののそのものの考え方というのは、これも成熟してきましたから、考え方によれば、春闘うとういうその文字は別として、あれは春に議論が行われて、それで妥結して、さあことし一年頑張ろうという、そういう労使双方ともだんだん意識がそういうところに来ておるという私は自覚をしております。

でございますが、扱い方に於いては、私も長らく内閣官房専門みたいにおりましたので、これを考へて、いろんな歴史的なことを振り返つてみると、今の場合、そういう関係会議というのは、これは意見の交換という、建前上からいえばそういうものでございます。私の立場からいえば、二つの当事者であると同時に、財政当局者として各関係閣僚の意見を聴取するという立場にあるわけでございますが、今の場合、やっぱり本来のあるべき姿はどうかというと、結局いろんなことを考えてみると、成熟した姿の中で今のようなことが結論がございますが、今の場合、やっぱり本来のあるべき姿はどうかといふこと、その点については法律が既に成立をいたしておりますが、その上で、部分的には、ある部分は民間の活力を導入するということです。そちらの方に業務が移ることもあり得る。そこで、属人的に言いますと、公社員として新しい分野に参入する、あるいは出向をする、すっと残る人は問題がないにしてみても、退職しないで新しく形態のものが属的には出てくると思うんですね。そこで、この共済組合の適用の問題については、専売、電電――国鉄はまだそのことはないと思いますけれども、原則的な態度といふのを明らかにもらいたいと思ふんです。

○政府委員(保田博君) 御承知のように、統合法におきましては、当面、国共済と公企体共済の給付の水準を合わせるという作業が第一の目的であつたわけでございまして、その点については法律が既に成立をいたしておりますが、その上で、部分的には、ある部分は民間の活力を導入するということです。そちらの方に業務が移ることもあり得る。そこで、属人的に言いますと、公社員として新しい分野に参入する、あるいは出向をする、すっと残る人は問題がないにしてみても、退職しないで新しく形態のものが属的には出てくると思うんですね。そこで、この共済組合の適用の問題については、専売、電電――国鉄はまだそのことはないと思いますけれども、原則的な態度といふのを明らかにもらいたいと思ふんです。

○説明員(伴内昭彦君) 専売公社の経営形態が変わった後の新法人の年金制度につきましては、先生御案内のとおり、第二次臨時行政調査会の答申及び共済年金制度基本問題研究会意見等に照らしまして、現在の共済年金制度の適用を継続していくことになると考へております。さきに制定されました公的年金制度統合再編の一環としての共済統合法もこのことを前提にしていると承知しております。

さて、今回の共済年金の改定の問題ですが、時間ありませんから一々お聞きはしませんけれども、先ほどちょっと残しました問題の中で、新年金がどういう形になれば発足をします。共済年金につきましても二階建てのものに、これもどういうことになるかわかりませんが、移行をする準備に入ります。

さてそこで、前回統合法案の際に議論をした結果つきました附帯決議の中で、当分の間それぞれの共済組合は独自の自主性を持つてよろしい、自主性について尊重する、こうしたことになつていいわけですが、新法が発足しました四月一日以降、今日的な状況の中でこの自主性というのは保障をきちんと担保されているかどうか、それから新基金に六十年に移行する場合のそれぞれの共済組合の自主性というものははどういう形に変化をすることになるかわかりませんが、移行をする準備に入ります。

○穂山鷹君 大蔵大臣は使用者の一人でもありますし、また全体的な財政事情を見ると、いう意味で二面性は持つておりますけれども、今晚六時十五分の会議におきましては最大の努力をしていただ

則的には転出先の当該企業の年金制度が適用されることになると考えますが、新法人が業務の都合により復帰を前提としまして職員の身分を保有させたまま出向させる場合においては、新法人の共済制度を適用していくことになるらうかと思います。

○説明員(中原道朗君) 電電公社につきましても同様趣旨の整備法案によりまして整備されるということになりますので、内容におきましては専売御當局と同様の扱いがされるものであるというふうに理解をしております。

○鶴山篤君 そうしますと、制度上の問題ですが、國家公務員等共済組合といふのは独立してあります。新法に移行するまでは、新年金に移行するまでは厚生年金といふのも歴然としてあるわけです。普通の常識でいえば、株式会社といふ会社になれば、これは共済組合で言えば厚生年金に該当するものなんでしょうね。しかし、それは政策的にどういう事情があるうとも、原則は国家公務員等共済組合を適用する、これが柱であって、その他、今説明もありましたように、将来帰るであろうということを予約するような出向の場合についてはこの原則に基づいてやる、そうでないものに答弁されたわけですが、大蔵省としては、その形でこれからずっといくことになります。か。といいますのは、行政改革がいろんな形で、三公社のみならず、いろんなものがこれから省庁に出てくる感じがするわけですね。そういうものに全部これから関係をしてくるわけです。そのときどきの御都合で、これは原則でいきましょう、これは厚生年金でいきましょうということになりますと、制度としての混乱が生ずる。当然のことだと思いますが、その点どうでしようか。されおりません。その具体的な運用につきましては、電電公社並びに専売公社の当局から御説明し

たとおりでございまして、大蔵省当局としてそれについて異議を唱えるつもりはさらさらございません。

なお、経営形態と年金の適用制度は、原則として民間の企業であれば厚生年金に移るのが当然ではないかというお気持ち是非常によくわかるわけですが、その場合には、先ほど申し上げておりましたような共済年金と厚生年金との給与のとり

方の違いでありますとか、現在までに積み立てられておりまする積立金をどう引き継いでいくかといったような非常にむづかしい問題があります。今まで、そういう特例を設けたわけでございます。今後、各政府機関についてそういう問題が生じましたときには、そのときそのときのそれらの企業の実態をよく勘案しながら支障のないような措置を講じていく、基本的にはそういうふうに考えております。

○鶴山篤君 ことし四月一日に発足しました国家公務員等共済組合の審議の際にも私は若干触れておりましたが、去年議論をしました当時の参考資料あるいは基礎的な資料といいますのは、国鉄で言葉ならば三十五万人体制、あるいは専売、電電におきましても第何次計画の要員といふものを基準にして議論をしたわけです。しかし、この一、二年間に、これは率直に申し上げますと、当初見込みました要員の規模といふのはかなり圧縮傾向にあるわけです。今満六十歳支給についての経過措置中ではありますけれども、当初計算をしたところではございませんが、今年度も引き続き合理化を一万数千名についていただいたいわけでございます。

今三十四万五千というお話をございましたが、五十九年度初における予算人員でございまして、今後どうなっていくかという見通しでございますが、今年度も引き続き合理化を一万五千名について行うということでございますので、それを加えますとかなりさらに減つてくる。年金者がふえるわけではございませんが、分母の方が減つてくる、こういうことでございます。そのことにつきましては、大蔵省で出された試算を行います段階で、ある程度予測し得ることでございましたので、前説明になつた内容でございます。

○説明員(伴内昭彦君) 専売共済組合につきましては、大蔵大臣、この共済組合の問題について、私は具体的に年金の改定の率、額の問題についておきますけれども、分母になります現職の職員の分母が小さくなる、そういう相関関係にあるわけですね。そこで、この前、新法、新しいものを議論をしたときはその問題については原則的な御答弁しかもらえないかたんですが、今日の段階では、例えば国鉄の場合、定員が三十四万五千名といふようになつた試算を行いました段階で、それ以後どうなるかということにつきましては、今後の輸送量の推移等見てみないと、一体どの程度の要員規模が国鉄にとってかかるべきかと

算定することになるだらうと思いますが、当の三公社はその辺をどう分析して、これからの財政基盤強化のためにどういう方法を考えるのか。それが具体的に保険料率に重大な影響があるわけですか。少し長くなりましたが、その点、三公社から個々にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○説明員(岩崎雄一君) 国鉄の場合が一番要員の数の変化が激しく、ございますので私の方からお答えいたしますが、今やつております経営改善計画によりまして要員規模を次第に縮減をしてまいりまして、要員規模を次第に縮減をしてまいりながら、非常にまだ若干の特例を設けたわけでございます。今後、各政府機関についてそういう問題が生じましたときには、そのときそのときのそれらの企業の実態をよく勘案しながら支障のないような措置を講じていく、基本的にはそういうふうに考えております。

○鶴山篤君 ことし四月一日に発足しました国家公務員等共済組合の審議の際にも私は若干触れておりましたが、去年議論をしました当時の参考資料あるいは基礎的な資料といいますのは、国鉄で言葉ならば三十五万人体制、あるいは専売、電電におきましても第何次計画の要員といふものを基準にして議論をしたわけです。しかし、この一、二年間に、これは率直に申し上げますと、当初見込みました要員の規模といふのはかなり圧縮傾向にあるわけです。今満六十歳支給についての経過措置中ではありますけれども、当初計算をしたところではございませんが、今年度も引き続き合理化を一万五千名についていただいたいわけでございます。

今三十四万五千というお話をございましたが、五十九年度初における予算人員でございまして、今後どうなっていくかという見通しでございますが、今年度も引き続き合理化を一万五千名について行うということでございますので、それを加えますとかなりさらに減つてくる。年金者がふえるわけではございませんが、分母の方が減つてくる、こういうことでございます。そのことにつきましては、大蔵省で出された試算を行います段階で、ある程度予測し得ることでございましたので、前説明になつた内容でございます。

○説明員(伴内昭彦君) 専売共済組合につきましては、大蔵大臣、この共済組合の問題について、私は具体的に年金の改定の率、額の問題についておきますけれども、分母になります現職の職員の分母が小さくなる、そういう相関関係にあるわけですね。そこで、この前、新法、新しいものを議論をしたときはその問題については原則的な御答弁しかもらえないかたんですが、今日の段階では、例えば国鉄の場合、定員が三十四万五千名といふようになつた試算を行いました段階で、それ以後どうなるかということにつきましては、今後の輸送量の推移等見てみないと、一体どの程度の要員規模が国鉄にとってかかるべきかと

算定することになるだらうと思いますが、当の三公社はその辺をどう分析して、これからの財政基盤強化のためにどういう方法を考えるのか。それが具体的に保険料率に重大な影響があるわけですか。少し長くなりましたが、その点、三公社から個々にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○説明員(岩崎雄一君) 国鉄の場合が一番要員の数の変化が激しくございますので私の方からお答えいたしますが、今やつております経営改善計画によりまして要員規模を次第に縮減をしてまいりながら、非常にまだ若干の特例を設けたわけでございます。今後、各政府機関についてそういう問題が生じましたときには、そのときそのときのそれらの企業の実態をよく勘案しながら支障のないような措置を講じていく、基本的にはそういうふうに考えております。

○鶴山篤君 ことし四月一日に発足しました国家公務員等共済組合の審議の際にも私は若干触れておりましたが、去年議論をしました当時の参考資料あるいは基礎的な資料といいますのは、国鉄で言葉ならば三十五万人体制、あるいは専売、電電におきましても第何次計画の要員といふものを基準にして議論をしたわけです。しかし、この一、二年間に、これは率直に申し上げますと、当初見込みました要員の規模といふのはかなり圧縮傾向にあるわけです。今満六十歳支給についての経過措置中ではありますけれども、当初計算をしたところではございませんが、今年度も引き続き合理化を一万五千名について行うということでございますので、それを加えますとかなりさらに減つてくる。年金者がふえるわけではございませんが、分母の方が減つてくる、こういうことでございます。そのことにつきましては、大蔵省で出された試算を行います段階で、ある程度予測し得ることでございましたので、前説明になつた内容でございます。

○説明員(伴内昭彦君) 専売共済組合につきましては、大蔵大臣、この共済組合の問題について、私は具体的に年金の改定の率、額の問題についておきますけれども、分母になります現職の職員の分母が小さくなる、そういう相関関係にあるわけですね。そこで、この前、新法、新しいものを議論をしたときはその問題については原則的な御答弁しかもらえないかたんですが、今日の段階では、例えば国鉄の場合、定員が三十四万五千名といふようになつた試算を行いました段階で、それ以後どうなるかということにつきましては、今後の輸送量の推移等見てみないと、一体どの程度の要員規模が国鉄にとってかかるべきかと

算定することになるだらうと思いますが、当の三公社はその辺をどう分析して、これからの財政基盤強化のためにどういう方法を考えるのか。それが具体的に保険料率に重大な影響があるわけですか。少し長くなりましたが、その点、三公社から個々にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○説明員(岩崎雄一君) 国鉄の場合が一番要員の数の変化が激しくございますので私の方からお答えいたしますが、今やつております経営改善計画によりまして要員規模を次第に縮減をしてまいりながら、非常にまだ若干の特例を設けたわけでございます。今後、各政府機関についてそういう問題が生じましたときには、そのときそのときのそれらの企業の実態をよく勘案しながら支障のないような措置を講じていく、基本的にはそういうふうに考えております。

○鶴山篤君 ことし四月一日に発足しました国家公務員等共済組合の審議の際にも私は若干触れておりましたが、去年議論をしました当時の参考資料あるいは基礎的な資料といいますのは、国鉄で言葉ならば三十五万人体制、あるいは専売、電電におきましても第何次計画の要員といふものを基準にして議論をしたわけです。しかし、この一、二年間に、これは率直に申し上げますと、当初見込みました要員の規模といふのはかなり圧縮傾向にあるわけです。今満六十歳支給についての経過措置中ではありますけれども、当初計算をしたところではございませんが、今年度も引き続き合理化を一万五千名について行うということでございますので、それを加えますとかなりさらに減つてくる。年金者がふえるわけではございませんが、分母の方が減つてくる、こういうことでございます。そのことにつきましては、大蔵省で出された試算を行います段階で、ある程度予測し得ることでございましたので、前説明になつた内容でございます。

○説明員(伴内昭彦君) 専売共済組合につきましては、大蔵大臣、この共済組合の問題について、私は具体的に年金の改定の率、額の問題についておきますけれども、分母になります現職の職員の分母が小さくなる、そういう相関関係にあるわけですね。そこで、この前、新法、新しいものを議論をしたときはその問題については原則的な御答弁しかもらえないかたんですが、今日の段階では、例えば国鉄の場合、定員が三十四万五千名といふようになつた試算を行いました段階で、それ以後どうなるかということにつきましては、今後の輸送量の推移等見てみないと、一体どの程度の要員規模が国鉄にとってかかるべきかと

ります。前からその点は気がついておりました
が、あちこちの国へ出かけてみたり、資料を
とつてみると、インフレ率が何百分比というふう
なところも新しい国があるわけです。在勤手当など
の問題につきまして、閣議が決定をして二十日か
ら新しいものに移るという連絡がありましたので、私は中身を言つつもりはありませんけれど
も、本当に気の毒なんです。内国旅費の問題につ
いても問題なしとしませんが、在外公館の方々
の教育の問題、それから日本からいろんな人が行
きます、その場合の費用、なかなか属的にも苦
労が非常に多いんです。その点を十分にひとつこ
れから配慮をしてもらつて、次の段階では在外公
館の職員から余り不満が出ないよう、当然友好
の仕事が全うできたり、あるいは情報収集にいさ
さかも瑕疵がないように、この点は最後に要望
して、きょうの質問は終わります。

○委員長(高平公友君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後二時四十分まで休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会
休憩前に引き続き、国家公務員等の旅費に関する
法律の一部を改正する法律案及び昭和四十二年
度以後における国家公務員等共済組合等からの年
金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法
律案の両案を便宜一括して議題とし、質疑を行
います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田淳夫君 それでは、ただいま議題になつて
おります共済組合法の問題に入ります前に、午前
中にもいろいろと議論がありましたが、共
済年金と密接な関連を持っております人事院勧告
に対する大蔵大臣の見解、あるいは共済年金の改
革の問題、あるいは財政調整に関する問題、そし

て本法律案の中身に関して若干お尋ねしたいと思
います。

言うまでもなく、五十七年人勧は凍結をされ
てしまいまして、その結果五十八年には共済ある
いは恩給の増額は行われなかつたわけです。今回
の法律案も、昨年の人勧六・四七%が一・〇三%
に圧縮をされました結果、共済年金も一%の増額
が図られているにすぎないわけでございます。そ
して、昨年秋に成立しました共済組合の統合法、
組合に対する財政調整も行うことになつて、わ
けですけれども、その結果、國家公務員あるいは
電電、専売の職員の方が国鉄共済組合に掛金を拠
出することになつています。しかし、このように
共済年金や掛金に關係を持つ人事院勧告といふの
は、三年間にわたりまして完全実施をされていな
いわけです。ことしは昨年の積み残し分四・四四
%を含めまして勧告がなされることは必至だ、こ
のようと思われるわけでござりますけれども、人
事院、その辺の状況はどうでしょうか。最初にお
聞きしたいと思います。

○説明員(藤野典三君) お答え申し上げます。

先生御指摘のよう、昨年の勧告におきまして
実施されなかつた分が四%強ございますので、し
たがいまして本年は昨年と同様、いわゆる民間の
四月における額の高さの調査をいたします関係
で、そういう関係でいきますと、昨年実施されなか
つた分が当然本年の調査の際に出てまいると一
般的に考えられますので、そういう意味では昨年
の分がその中に加わった形で、その差として出て
くるものと思っております。

○太田淳夫君 そこで、財政を担当されます大蔵
大臣としましては、人事院勧告に対しましてどの
ような御見解をお持ちになるのか、あるいは本年
の勧告が出れば完全実施に向けてどのように対処
される御所存であるのか、最初にお聞きしたいと
思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 人事院勧告制度そのもの
ことになりますと、法律的には確かに別なもので
ありますし、慣行も異なつております。しかし、
私自身、政治家として振り返つてみると、人事
院勧告についてはます十月実施、それから九月、
八月、七月、六月、五月を飛ばして四月実施、こ
れが昭和四十五年であります。したがつて、一つ
の慣行が定着する間にそれだけの時間がかかつた
わけであります。そして一部不実施というよ

本権制約の代償措置の一つである、また臨時行政
調査会の基本答申等におきましても国家公務員の
給与については人事院勧告制度によるべきものと
されておるところでありますので、人事院勧告制
度は維持尊重さるべきものであるという基本認識
をまず持っております。

次に、本年の人事院勧告の取り扱い、こういう
ことは、勧告が出されればその段階で人事院
勧告制度尊重の基本姿勢に立つて、国政全般との
関連において勧告の実施に向けて最大限の努力を
尽くすといふことが私どもに与えられた任務であ
るという基本認識を持っております。

○太田淳夫君 基本的な認識はお伺いしたわけで
ございますが、この人事院勧告といふのは、先刻
御承知のとおり、今日では社会的な指標としまし
てこれはいろんな方面に活用されておりますし、
大きな影響を与えているわけですから、先ほ
ど申しましたように、ことしの十月から財政調整
を実施することになりますと、ことしの人事院勧
告が完全に実施されませんと可処分所得の減少を
招くことになりますし、まして五十七年のときの
よう人に勧が凍結をされて仲裁が実施をされる、
こういうことになりますと職場内におきましても
感情的にもいろんな問題が生じてくるのじゃない
か、こういうことが非常に心配されるわけですね。
私は、この人事院勧告と仲裁裁定の取り扱いに差
があつてはいけない、こういうふうに思ふんです
けれども、大蔵大臣はどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(竹下登君) 仲裁と人事院勧告といふ
ことになりますと、法律的には確かに別なもので
ありますし、慣行も異なつております。しかし、
複雑でわかりにくいくらいでありますから、五十七年に
人勧と仲裁の取り扱いをまた異にしたものですか
ら、今回の法案でも、五十七年度に仲裁裁定の適
用を受けて同年度に退職をした者については年金
の引き上げを行わない、このような措置を導入し
て、ますますこれが複雑化しているわけです。そ
して、国家公務員共済組合審議会の答申にもあり
ますように、人勧グループと仲裁グループの給与
改定率に差が生じた結果、両グループの新規裁定
者に差ができることは問題だ、こういう指摘もあ
るわけでござりますので、人勧凍結あるいは圧縮

うな経緯を経て、その後いわゆる見送り措置、そ
れから昨年のような形の実施という、言ってみれ
ば逆戻りとでも申しましようか、そういう経過を
たどつておることは十分認識をいたしております。
その後の社会情勢の変化からして、私もその都度闇内
におりますので、内閣一体の責任においてやむを
えず、やはり当時の財政状態、そしてその
法律案も、昨年の人勧六・四七%が一・〇三%
に圧縮をされました結果、共済年金も一%の増額
が図られているにすぎないわけでございます。そ
してまいりまして、その結果五十八年には共済ある
いは恩給の増額は行われなかつたわけです。今回
の法律案も、昨年の人勧六・四七%が一・〇三%
に圧縮をされました結果、共済年金も一%の増額
が図られているにすぎないわけでございます。そ
して、昨年秋に成立しました共済組合の統合法、
組合に対する財政調整も行うことになつて、わ
けですけれども、その結果、國家公務員あるいは
電電、専売の職員の方が国鉄共済組合に掛金を拠
出することになつています。しかし、このように
共済年金や掛金に關係を持つ人事院勧告といふの
は、三年間にわたりまして完全実施をされていな
いわけです。ことしは昨年の積み残し分四・四四
%を含めまして勧告がなされることは必至だ、こ
のようと思われるわけでござりますけれども、人
事院、その辺の状況はどうでしょうか。最初にお
聞きしたいと思います。

○説明員(藤野典三君) お答え申し上げます。
先生御指摘のよう、昨年の勧告におきまして
実施されなかつた分が四%強ございますので、し
たがいまして本年は昨年と同様、いわゆる民間の
四月における額の高さの調査をいたします関係
で、そういう関係でいきますと、昨年実施されなか
つた分が当然本年の調査の際に出てまいると一
般的に考えられますので、そういう意味では昨年
の分がその中に加わった形で、その差として出て
くるものと思っております。

○太田淳夫君 そこで、財政を担当されます大蔵
大臣としましては、人事院勧告に対しましてどの
ような御見解をお持ちになるのか、あるいは本年
の勧告が出れば完全実施に向けてどのように対処
される御所存であるのか、最初にお聞きしたいと
思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 人事院勧告制度そのもの
ことになりますと、法律的には確かに別なもので
ありますし、慣行も異なつております。しかし、
私自身、政治家として振り返つてみると、人事
院勧告についてはます十月実施、それから九月、
八月、七月、六月、五月を飛ばして四月実施、こ
れが昭和四十五年であります。したがつて、一つ
の慣行が定着する間にそれだけの時間がかかつた
わけであります。そして一部不実施というよ

あるいは仲裁の値切りなどはいろんな面の整合性を欠くことになる、そのためどうしても完全実施は行ってもらわなきやならない、このように私たちを考え、また要望しているわけですがけれども、再度お考えをお聞きしたいと思うんです。

○國務大臣(竹下登君) 太田さんのおっしゃった事柄自身は、私もわからないわけではもちろんございません。そして、今要望というお言葉もお使いになりましたが、先ほど申し述べましたような考え方方に沿って努力しなきやならぬという問題意識は私も十分持っております。

○太田淳夫君 次に、共済年金の改革問題について若干基本的なことをお聞きしておきたいと思うんですけれども、公的年金の一元化につきましての基本的な考え方、大臣、これはどのようにお考えになつてしまつていますか。

○國務大臣(竹下登君) これは、二月の二十四日でございますが、あの閣議決定というものがやはり基本認識であります。すなわち、「七十一年を目前に公的年金制度全体の一元化を完了させる」、これが決定しております。さるに、この閣議決定におきましては、御案内のとおり、共済年金について昭和六十年に基礎年金の導入を図る等の制度改正を行う、こうなされておりますし、そうしてさらには、昭和六十一年以降につきましては公的年金全体を通じて給付と負担の両面における制度調整を進めていく、したがつて共済年金制度につきましてはこれらの過程全体を通して今後各公的年金制度と相互に調整を図っていく、こういう順序になるという認識は私も閣議決定のとおりいたしておるところでございます。

○太田淳夫君 今二月二十四日の閣議決定のお話を出ましたのですが、やはりここで決定をされましたが、その点どのようにお考えになりますか。

○政府委員(保田博君) 御指摘のとおりでございます。

制度の性格づけでございますが、いわば二つの側面を私は持つてゐると思います。一つは、一般的な社会保障制度の一環、所得保障制度の一環といふ面でございます。同時に、もう一つは、国家公務員制度に根柢を有する年金制度でございます。いろいろな行為の制限といったようなことを受けております公務員としての特殊性といったようなことを勘案した制度であるという側面を持つておるわけでございます。

したがいまして、我々いたしましては、昭和六十年の共済年金法の改正作業に向けまして共済年金制度の全般的な洗い直しをするわけですが、その際には、所得保障としての共済年金制度の側面と同時に、もう一つ持つております公務員制度の一環としての側面、特殊性といったようなものも考えながら新しい年金制度の骨格づくりを進めたい、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君 今お話がありましたように、確かに公務員の年金制度というのは、国家公務員法百七条に規定されておりますように、これは単なる社会保険だけでなく、公務員としての特質に基づくいろいろな要素が加わっているために民間企業の年金制度とはまた非常に異なる部分もあるのじゃないか、このように私たちも思つておりますし、ここで年金制度の一元化に向けてスタートしていくわけですから、国民年金あるいは厚生年金と同じように基礎年金を導入するということでも得ない措置ではないかと思つますけれども、その上にさらに公務員としての特質に基づく部分も、この基礎年金を共済年金にそのまま導入しますと、公務員は六十一年三月から六十歳定年制が導入されますので、定年になつて退職したからといって直ちにこの基礎年金が支給されないということもありかねないのじやないかと思うんですが、これはどのように見ておられますか。また、どのようにも検討されておられますか。

○政府委員(保田博君) 年金の支給開始年齢と退職年金との間に差があり得るということは当然のことだと思います。厚生年金の場合にもそういう事例が個々のケースによつては生ずるわけでござります。

先ほど大臣が御答弁の中で申し上げました本年一月二十四日の閣議決定「公的年金制度の改革について」の中におきましても、我々の作業の目標としております六十年の共済年金の改正作業におきましては、当然基礎年金の導入を図るということを中心とした制度改正になるわけでございますけれども、さらにその上に、先ほど御答弁申し上げましたような公務員制度の一環としてのいわば所得比例部分でございますとか、そういう二階建ての部分、あるいはさらに場合によっては三階建てといつたようなものがあるかもしません、そういうものが構築されるかもしませんが、片一方ではまた官民格差論といった立場からの御批判もございますので、選択の余地は非常に狭いものにならうかと思ひます。我々が予断を持ってここでどういうふうに構築をするということを申し上げられる段階ではございませんけれども、そういう二つの方向からの御批判にたえ得るような年金制度の構築を進めたい、なかなか難しい作業ではござりますけれども、各方面の御意見を伺いながら具体案を作成して明年の通常国会には何とか御審議をいただけるような方向に持つていきたい、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君 今、政府から基礎年金導入のための国民年金法等の改正案が提出されていますけれども、これを見てみると、五十九年度価格で基礎年金は年額六十万円、月額五万円で六十五歳から支給する、こういうふうになつてますけれども、この基礎年金を共済年金にそのまま導入しますと、公務員は六十一年三月から六十歳定年制が導入されると思いますが、とにかく今国会に政府としては今度の改革案づくりの非常に大きなポイントになりますが、とにかく今国会に政府として御提案を申し上げております厚生年金、国民年金、船員保険の年金制度の一元化に向けての法案は、要するに全國民の九割をカバーする非常に大きな制度の改革でありますか、カバーが非常に大きいわけでございますが、とにかく今国会に政府とともにこの改革が行われるということは、いわば我が国の年金制度の非常に大きな方向をここで決定するわけでございますので、それらの作業を見ながら、共済年金制度はその制度の趣旨を尊重しながら改革案をつくっていく、こういう基本的な方向になるわけでございます。

したがつて、今国会に提案されております厚生年金等の改正法案において基礎年金を導入する、さらにその上に報酬比例年金等を付加していく、年金の作業をおきましては、その基本的な部分は当然の前提として受け取つて、さらにその上に二階建ての部分、あるいは場合は三階建ての部分をどう構築していくかということではないかと思います。

したがつて、もう一度申し上げますが、基礎年金の導入はこれはだれが議論しても左右することのできない大勢であろうと思ひます。その上に公務員の特殊性をどう構築していくか、これが今後

の非常に大きな研究課題である、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○大田源大君
田間の場合は、基礎

か。 その上の上に業界比例分である厚生年金があつて、さらにはその上に企業では企業年金が今いろいろと行われてゐるわけですが、公務員の場合、基礎年金が導入されたとしても、その上に公務員としての年金だけが上積みされるのか、今二階建てのあるのは三階建てとおつしやつた、その三階建ての部分は民間の企業年金部分も加味してこれに上積みをされるのか、その点のお考えはどうでしょう。

○政府委員(保田博君) 今後の共済年金制度改革案の構想を検討する作業がごく緒についたばかりでございまして、まだ政府部内での問題点あるいは検討課題の洗い直しをさせていただいている状況でございます。したがつて、いろいろな問題点となり検討課題についてこういう方向で処理をした

いという方針を一つ一つについて申し上げられる段階では実はないわけでございます。

○太田淳夫君 人事院にお聞きしますけれども、人事院は「年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。」ということになつてますが、この民間の企業年金の実態についていろいろと調査されています。

○説明員(藤野典三君)人事院といたしましては、従来から国家公務員の退職一時金給付の検討

の参考といたしますために、民間企業のいわゆる退職金制度の実施状況につきまして把握に努めておらぬござりますが、最近でござります

そのとおりでござりますが最近ではございません

企業五百社を対象としたして退職金制度の実態を調査いたしました。その中で、企業年金制度のあるなし、具体的に申し上げますと、企業年金の種類であるとか、企業年金の従業員の負担のありなしであるとか、あるいは選択一時金制度のあるなし等について調査をしております。

○太田淳夫君 この問題につきましては法案が出た段階でまたいろいろと審議したいと思いますけれども

れども、どのような形でこれから検討が進み決定されるにいたしましても、給付本革の切り下げ、これだけは何とか防がなければならないと思うんです。ですが、その点に対して大臣の御所信をお伺いしたいと思うんです。

ておりますが、今後の共済年金制度の改革のあらましの方向について御報告を申し上げられる段階ではないわけでございますが、将来の共済年金制度の給付の水準が現在より引き下げられる可能性性

指摘でございますが、甚だ歯切れが悪いわけでありますけれども、要するに安定成長時代を迎えますの中で確実に到来してくる高齢化社会、そういう経済社会情勢の急激な変化のもとで長期的に安定的な年金制度をつくつていくことが国民の非常に大きな希望であります。いずれにしましても、給付の水準というのは結局負担によって支えられなければならないわけでございますから、そういう観点から現在の我が国の年金制度を大観いいたしますと、やはり長い目で見た場合に、現在の給付の水準というのは負担の水準から見て高過ぎるということは否めない事実だと思うわけであります。

ります厚生年金等の改革案におきましても、一方では基礎年金の導入でございますとか妻の年金権

の保障といったようなことも織り込んでござりますが、同時にまた、長い目で見ますと、負担との関連において適正な水準に年金の水準を維持

園道において、道正が万葉集全の狂歌の万葉を継持して、「ええ、ますか、ある程度箇王比する、

平たく言えば、従来までのようないい勢いで引き上げを行なうこととはできないといったような観点からの改正も纏り込んであるわけでございまして、公務員等の共済年金制度がそのらち外に置かれるといふような事態らしい状況ではないのではないか。そういう意味で、将来の共済年金制度の給付の水準につきましても負担との関連において適正なものにとどめられなければならない、そういう意味かな

○太田淳夫君 次に、財政調整の問題についてお尋ねをするわけですが、昨年秋の年金統合法案によりまして国鉄共済組合に対する財政調整が本年十月から実施されることになつて、いろいろな検討を行つていかなければならぬ、こういうふうに考えております。

されども、その中で、財政調整というのは國家公務員共済連合会並びに学識経験者あるいは各公共企業体の組合の代表者をもつて構成する財政調整事業運営委員会を設置して行う、こうなって

おりましたけれども、この委員会のメンバーあるいは発足の時期はどうでしょうか。

○政府委員(保田博君) 国鉄共済組合の財政に対して国家公務員共済組合の連合会並びに電電、専売の各共済組合から財政的な援助をさせていただかくというために共済組合法等の統合法案を御審議いただいたいて、前臨時国会において可決、成立をされたわけでございます。その中では、先生御指摘のように、国鉄に対する財政調整、平たく言いますと、財政的な援助のための具体的な仕組み、やり方は長期給付財政調整事業運営委員会を設けてそこで検討するということになっておるわけでございます。この委員会は、学識経験者二名、それから連合会及び国鉄、電電、専売の各企業体の組合を代表する者それぞれ一人、合計六人によってて開

成するという形になつておりまして、去る四月一日に任命をさせていただいております。たしか五

月の九日だったと思いますが、これが第一回の検討のための会議を開催する、こうしたことになつてゐります。

○政府委員保田博君 学識経験者といたしまして、渡部局治国民金融公庫副統裁、それから橋本司郎朝日新聞編集委員、この二名、それから連合会を代表する者としまして菅沼照夫委員、連合会の常務理事を現在しておられる方であります。それから各公企体を代表する者としまして、中原道朗電電公社厚生局長、岩崎雄一国鉄常務理事、伴内昭彦専売公社職員部長、以上の六人が任命済みであります。

○太田淳夫君 現在、国家公務員の場合は長期掛金として本俸の五・一五%を拠出しているわけですが、それとも、たまたまことしの十月というものは財政調整のため計算期になっていますし、しかも財政調整発足の時期とぶつかつて、いるわけですからとも、

昨年共済年金の統合法を審議した際に大蔵省は八・五%プラスアルフぐらいいの掛金になるのではないかと予想していたわけですけれども、修正率を〇・九から〇・八に落としたのですから若干

掛金の率も低くなっているのじゃないかと思いま
すけれども、現時点で、一つは、財政再計算の結
果どの程度の掛金率の引き上げとなるのか、ある
いは二番目は、財政調整でどれほどの引き上げ
となるのか、三番目は、両者合わせてどの程度の掛
金率になるのか、予想としてどのような試算をさ
れておりましょうか。

○政府委員(保田博君) 財政再計算の作業を現在
行っている段階でございますので、具体的な数値
を確実に現在予測してお示しできる段階ではない
ということをまず御理解をいただきたいと思います
が、現在、我々が持っております数値と申しま
すが、ある程度の予測を持ちまして実は五十九年
度予算を組んでおるわけでございます。

その数値を御報告申し上げますと、まず国家公

務員の連合会は千分の十九程度アップして千分の七十・五ぐらいになるのではないか、それから電

電でございますが、千分の十八・五上がつて千分の七十程度になるのではないか、専賣公社の共済組合は千分の二十七・五程度上がつて千分の八十五・五程度に引き上がる気になるのではないか、これが通常の財政再計算に伴うであろう引き上げでございます。

それから御質問の第二にございました国鉄に対する財政調整事業に伴い保険料が上がる部分といたることにつきましては、財政調整事業の運営委員会が発足したばかりでございますけれども、ここで検討にまつわけでございますので、これもまた現在予測数値を申し上げるのははかかるわけでございますが、実は我々が昨年成立させていただいた統合法案をつくりますとき、あるいは国会で審議をいただきますときの参考のために大蔵省で試算した数字は千分の六程度引き上がるのではないか、したがって国共済並びに電電、専売につきましては先ほど申し上げたような千分の六程度上がるということになるのではないかと考えます。

たゞ、その場合には保険料率が急激に上がる、それは余りにも酷ではないかという国会での統合法審議の段階での御意見等もございましたので、国鉄の共済組合に対する援助のために引き上げられるかもしれない千分の六、これの引き上げは実は五十九年度にはこれを見送つて六十年度から施行するというふうなことでいかがであるうか、そういう前提で五十九年度予算を編成いたしております。

○太田淳夫君 次に、法案に関連しまして若干お伺いしておきますけれども、今回の共済組合法案につきましての国家公務員共済組合審議会の答申を見てみますと、「人効グループと仲裁グループの給与改定率に差が生じた結果、両グループの新規裁定者の年金水準に差ができ、一方、仲裁グループは、今回の改定が行われても、昨年末の改正により、年金は期待額に及ばない」となる。基本的には給与の取扱いとも関連する問題ではあるが、財政再計算と国鉄共済への廻出との関係か

○一挙に掛金の引上げが予想されるため、組合内
部には大きな不満をかもし出しつつある。」といふ
答申の一項目がございますけれども、これほどの
ようすに措置される所存でございますか。

○政府委員(保田博君) 今回御提案申し上げてお
ります共済年金等の年金額の引き上げ法案を国家公務員共済組合審議会で御審議をいただきまして
御意見を採聴した際に、御指摘のような厳しい意見が出されたことは先生御指摘のとおりでござい
ます。ただしかしながら、退職前一年間の平均俸
給をもって年金額算定の基礎俸給とするというそ
の点は年金制度のまさに基本的なルールにかかわ
る部分でございますので、この点はいかんとも考
え直しようがないということにつきましては国共
審の先生方にも御理解をいただいたものというふ
うに考えておるわけであります。

それから、先ほど御答弁申し上げましたよう
に、財政再計算と国鉄共済への拠出との関係から
一挙に掛け金の引き上げが高くなるということにつ
きましては、拠出に伴う恐らく上がるであろう千
分の六は半年実施を後ろへずらしたということで
ございます。いずれにしましても、先生の御指摘
になりましたような国家公務員等の共済年金制度
の持つております新たな問題点といったようなこ
とも六十年改正へ向けての今後の大きな検討課題
であろう、その作業の中で勉強させていただきた
いというふうに考えております。

○太田淳夫君 次は、この法律案を見ますと、共
済組合法施行前の期間に係るものについては三月
分から、それから施行後の期間に係るものについ
ては四月分からそれぞれ年金の額が引き上げられ
ることになつてゐるわけですから、これは恩
給を斟酌しているとはいつても、なぜこのような
差を設けたのかということです。特に、国共済の
審議会の答申を見ましても、この施行期日の差異
を設けたのは「理解に苦しむ。」こうあるわけで
すけれども、どうして三月実施にしなかつたの
か。その点、どのように考えられますか。

○政府委員(保田博君) 共済年金額の改定は、從

○政府委員(保田博君) 今回御提案申し上げております共済年金等の年金額の引き上げ法案を国家公務員共済組合審議会で御審議をいただきまして御意見を採聴した際に、御指摘のような厳しい意見が出されたことは先生御指摘のとおりでございます。ただしかしながら、退職前一年間の平均俸給をもって年金額算定の基礎俸給とするというその点は年金制度のまさに基本的なルールにかかわる部分でございますので、この点はいかんとも考え方直しようがないということにつきましては国共審の先生方にも御理解をいたいたものというふうに考えておるわけであります。

それから、先ほど御答弁申し上げましたように、財政再計算と国鉄共済への拠出との関係から一挙に掛け金の引き上げが高くなるということにつきましては、拠出に伴う恐らく上がるであろう千分の六は半年実施を後ろへずらしたということでございます。いずれにしましても、先生の御指摘になりましたような国家公務員等の共済年金制度の持つております新たな問題点といったようなことも六十年改正へ向けての今後の大きな検討課題であろう、その作業の中で勉強させていただきたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 次は、この法律案を見ますと、共済組合法施行前の期間を除くも三月

来から恩給における改定措置に倣つて、それに準ずる実施をしていく。したがいまして、引き上げ率とか実施時期につきましても、従来からそのような措置を講じてきたわけでございます。五十九年度予算編成の際には、恩給については、二年間恩給年額の改定が行われなかつたといったようなことから改善時期の繰り上げについての要望が非常に強かつたわけでございまして、二年ぶりの改定を一ヶ月繰り上げて一年十一ヶ月ぶりの改定させていただいたということでございます。

しかしながら、国家公務員共済組合等の場合には、必ずしもそれと歩調を一にするわけにはまらない事情があるわけでございまして、共済年金額のうちで新法施行以前の恩給期間並びにこれと同じ扱いを受けております旧法期間については、恩給と均衡を図るということから一ヶ月実施を繰り上げまして三月の実施にしたわけであります。新法に係る部分につきましては、一ヶ月改定時期を繰り上げますと、これが現役の公務員あるいは後世代の公務員の保険料にはね返ってくると、いったような事情もございます。現役の公務員の給与改定につきましては平均二%といつたような厳しい措置がとられておりますので、いたずらにこれらの方々の負担を引き上げるというのもいかがかといったようなことから、我々としていろいろな選択肢のうちから今回御提案申し上げたようない案になつておるわけでございます。

一言で言いますと、恩給期間並びにそれに準ずる旧法期間の部分は恩給における改定措置に従つて一ヶ月実施を繰り上げる、しかしその後の部分、新法の部分につきましては、先ほど申し上げましたような現役の皆さん方の負担の問題、あるいはまた厚生年金の年金額の改定が四月であるといったようなことも考えまして、これより仕方がないということでの選択であります。

○太田清夫君 現在の年金額の算出、これに当たるわけでは一般方式と通年方式の二つの方法があつたわけですが、恩給に倣いまして共済組合法施行前の期間についてこれを三月実施とします

○政府委員(保田博君) 五十七年度末における退職年金受給者について見ますと、国共済全体で約五七%でございます。それから五十七年度の新規裁定者につきますと、これは四七%、こういう数字になっております。

○太田淳夫君 三月実施にしましても通年方式でもらっている人たちは余り影響ないということは、どのようにお考えになりますか。

○政府委員(保田博君) 通年方式といいますのは、厚生年金の定額部分が大幅に引き上げられた際、具体的に年次で申し上げますと、第一次石油ショックの後のインフレの時期に、給与水準も大幅に上がる、物価も上がるといったようなことから厚生年金の定額部分が大幅に引き上げられたわけでございますが、その際に、厚生年金との均衡を考慮いたしまして、共済年金制度につきましては四十九年にこの通年方式が導入されたわけでござります。いわば、それは厚生年金の年金額算定期式に準じた計算方式ということでございますので、期間の扱いにつきましても、新法期間でございますとかあるいは恩給期間といったような区別を実はいたしていないわけでございます。

そこで、今回の改定法案におきまする三月実施分については、恩給との均衡を考慮して先ほど申し上げましたような一ヶ月繰り上げ実施をしたわけでございますが、厚生年金との均衡から導入をされた通年方式について三月実施とすることは、むしろ厚生年金とのバランスからいいますとどちらの方がより至当であるというふうな判断でございます。これを繰り上げるということは、公務員にとってはいいことかもしれません、片一方ではまた新たな官民格差を招来するといった批判もあり得るわけでございまして、我々としてはこの選択がベストである、妥当なものである、そういうふうに考えております。

○太田淳夫君 それから国鉄から年金を受給している人たちは、今回最低保障額を受給している人だけが引き上げられて、そのほかの人たちは増額を行わないことになつてゐるわけですから、統合法審議の際、三回ぐらいの年金の増額は我慢してほしい、こういう説明があつたわけですが、五十八年、五十九年と二回ストップをしてきた現在ですから、これは本年の人勧にも関連しますが、前の見通しどおり、あと一回ぐらい我慢すればその後の増額が図られる見通しになつてゐるのかどうか、その点お聞きしたいと思うんですが。

○政府委員(保田博君) 共済年金の改定についての基準というのは、御承知おきのように、国共法第一条にその規定がございます。第一条の二でございまが、「国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講じなければならぬ」という一般的な規定でございます。しかしながら、昨年成立を見ました統合法におきまして、国共法附則第二十一条第三項という規定が設けられておるわけでございます。この国共法の附則第二十一条第三項におきましては、国鉄の共済組合が支給する年金額の改定については、先ほど申し上げましたような国共法第一条の二に規定する諸事情のほか次のこと勘案しろと書いてあるわけです。その第一は、国鉄共済組合の組合員の長期給付に対する費用の負担の状況、それから長期給付財政調整事業の実施状況、さらには他の公的年金制度における給付水準その他の諸事情を総合勘案して引き上げを行うべきかどうか、引き上げるとすればその幅を決めろ、こういう規定になつておるわけでございます。

その規定を現在の国鉄共済組合の財政状況に当てはめますと、先生御承知おきのよう、国鉄の共済組合の財政状況は非常に逼迫をしておるわけございまして、昭和六十年度からは年金の支給に支障を来すというような状況にあるわけでござります。したがいまして、昭和六十年からは統合

法によりまして長期給付財政調整事業によつて国共済、電電、専売の各共済組合から拠出していた年金額を引き上げれば、現役の皆さん方の保険料を引き上げるか、あるいは先ほど申し上げました國共済、電電、専賣からの拠出金をさらに増額をお願いせざるを得ないといったような状況にあるわけでございます。

片や、国鉄共済の年金額の水準といふのは統合法によりまして一応国共済と合わせられましたけれども、既裁定年金については既得権の保障といつたようなことが行われておるわけでございまして、年金の水準も必ずしも他の年金に比べて低くはないむしろ高いといった状況にある。それから國鉄の現役の皆さんとの加入しております保険料も非常に高いという状況にあるわけでございまして、それらの事情を考えますと、国鉄の共済組合の給付の水準を引き上げるということは五十九年度につけて、年金の水準も必ずしも他の年金に比べて低くはないむしろ高いといった状況にある。それから國鉄の現役の皆さんとの加入しております保険

料も非常に高いという状況があるわけでございまして、それらの年金額改定法を御提案申し上げるときに同じよ

うな措置を講ずることにならうか、こういうふうに考えておるわけでございます。五十七年度退職者と五十八年度退職者とで扱いが違うということはあります。

○太田淳夫君 昨年の秋の臨時国会でこの統合法を御審議いた

だく際に、昔退職した公企体の職員といふのは別

としまして、例えば五十八年度に公企体を退職し

た人、五十八年度に退職した人は当然退職金の三

%カットが現になされておるわけですが、その有

利な扱いが一年だけで終わってしまうということは

余りにもかわいそうじゃないかという御指摘があ

つたわけでございます。そこで、前臨時国会にお

きます御審議の際に、その点については今後年

度に公企体共済組合法の適用を受けて退職した人

は退職手当で三ヶ月減額といふので、特例として二

%の年金額の改定を行うことにしておりますけれ

ども、なぜこれを五十七年度に限つてしまつて五

十六年度以前としないのか、また五十八年度退職

したところ、平均的に言いますと、昭和

五十六年度以前に公企体を退職した人は年金と退

職金を通じましては国家公務員と均衡がとれて

いるということでございます。あるいは昔の人は

有利な年金をたくさん長い期間にわたつて受け取

つておるからむしろ有利である。こういうことに

なつたわけであります。五十七年度におきまして

公企体を退職した人は、有利な年金が五十七年度

あることは五十八年度と一年半ないし二年しかない

としますと、退職金との関係でその点が不利にな

るということです。それでございましたので、五十七年度の

年金額を引き上げるか、あるいは先ほど申し上げました

国共済、電電、専賣からの拠出金をさらに増額を

引き上げるか、あるいは先ほど申し上げました

年金額改定法案において

の見合いといいますか、それをある程度調整する

という観点から実は統合法成立前の公企体の職員

の退職金については三ヶ月の減額措置が講ぜられて

おつたわけでございます。ところが、統合法が施

行されたということで本年四月から公企体の共済

年金も國家公務員共済年金に給付の要件が合わさ

れるということになりましたので、同時に、先ほ

ど申し上げました公企体共済が国共済よりも有利

な面がなくなるわけでございますから、その見合

いとして行なわれていた退職金の三ヶ月カットとい

う制度が廃止される、こうしたことになつたわけで

ございます。

なあ、五十八年度に公企体を退職した人たちに

つきましては、同様の措置を恐らく六十年度の共

済年金額改定法を御提案申し上げるときに同じよ

うな措置を講ずることにならうか、こういうふう

に考えておるわけでございます。五十七年度退職

者と五十八年度退職者とで扱いが違うということ

にはしないつもりでございます。

なあ、五十八年度に公企体を退職した人たちに

</

(一) 六等級十三号の方の昇格の場合ですけれども、これが新俸給表を適用しますと十九万七千百円となってしまうということです。新俸給表を適用するよりも旧俸給表適用の方が本俸月額において有利であるという関係があったということで陳情がなっておりますし、ことしの人事院勧告につきましては俸給表の改定については一切これは手をつけたくないということで大臣からの所見をお伺いしておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○太田淳夫君 次に、旅費法のことにつきましてお伺いしておきますが、今回旅費法が改正になるわけでございますが、その中で内国旅費の改定が五年経過しているわけです、五十四年の改定以来。今回改定されなかつた理由は、どのような理由によるのでしょか。

○政府委員(的場順三君) 御指摘のとおり、今回の旅費法の改定は、外國旅費に係る宿泊料と日当料と移転料の改定ということでお願いしております。内国旅費については改定をいたしておりませ

その理由でござりますが、一つは、昭和五十四年に改定をいたしまして、外国旅費とのバランスからいきますと、外国旅費は昭和五十年に改定されて五十四年の改定を見送っているということとのバランスが一つございます。それから最近の実態を調べてみますと、確かに窮屈になつております。旅費というのは、公務の円滑かつ適正な執行と同時に、やはり経費ができるだけ節減するといふ意図をも裏に持つておりますので、調べてみると、窮屈にはなつておりますが、この一两年は特に物価も安定をいたしておりますし、それから

ビジネスホテルであるとかあるいは各共済の宿泊施設の利用といった各般にわたる工夫をすれば、現行の定額は窮屈ではありますけれどもなお内国旅費については御辛抱いただく余地があるということで、内国旅費の定額の改定は見送らしていたただいたのでございます。

○太田淳夫君 確かに、いろいろとやりくりをされているとは思うんですね。しかし、五年もたつておりますと、これは宿泊費等の諸経費も値上がりしますし、特に最大の経費である交通費なども、国鉄運賃は五十五年以降連続して値上げが行われているわけですから、その中で改定が行われてきていなかということは、皆さんのが相当なやりくり上手になつたか何か知りませんけれども、五十四年の改定というのが大きなサバを読んでいたのじやないかという向きもあるわけでございますけれども、これは大蔵省、旅費を改定する具体的な条件としてどのように定めてみえるわけですか。

○政府委員(的場順三君) 旅費には実は運賃部分と宿泊、日当に相当する部分がございまして、運賃部分につきましては運賃が上がりますと実費を見ております。

それから宿泊、日当につきましてどういう条件が達成されればということをございますが、これは毎年度、予算編成の段階ですべての経費についてその額が適当かどうか、当、不当を含め見直しているところでございまして、すべて検討いたしております。宿泊、日当についてどういう条件が達成されれば具体的に改定をするのかという、今その条件というのを具体的な数値等でお示しすることは困難でございますけれども、今年度におきましても、大変窮屈になつてているというふうなことについては、実態の調査もしておりますが、ただ、まだ御辛抱いただける余地があるのじやないか、宿泊場所等について工夫していくだく余地があるのではないかということで見送った次第でございます。

それで、今後六十年度以降につきましては、各

予算編成の段階でこの内國旅費、外国旅費とも含めまして十分に検討して、実態との乖離がどの程度あるかということを含めて、どうしても無理であります。何をお願いするということにさせていただきたいと思つております。

○太田淳夫君 今回の外国旅費の改定なんですか。れども、これが改定されますのは八年ぶりですね。何でこんなに長く据え置いたままだつたんですか。

○政府委員(的場順三君) 五十年に実は改定をさせていたときまして八年ぶりの改定でござりますが、五十年に改定をしたときの為替レートといふのは、実は當時スミソニアンレートでございまして、三百八円でございました。五十四年に内國旅費を改定する際に外國旅費もあわせて十分検討したわけでございますが、そのときの為替レートは円高がございまして百九十円ということになつておりまして、同一の円貨で買える外貨の量が六割ぐらいふえたという状態に、非常に幸運な条件が伴つたわけでござりますけれども、ございましました。したがつて、五十四年の改定は見送つたというのが実態でございます。ただ、その後、円安の傾向がやや深まりまして、最近の実態を見てみますと、三百八円というレートに比べれば相当まだ円が高いレートでございますが、総合勘案して今回改定をさしていただいた次第でございます。

○太田淳夫君 外務省にお聞きしますけれども、外務省は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第七条によりまして、いろいろとそういう調査をして報告されていますね。こういう旅費、宿泊費関係についての実態も調査されているわけですか。

○説明員(数原孝蔵君) 旅費は、職員が出張するに当たりまして必要な経費を賄うためのものでございます。特に、外国旅費の場合、各地の実態に合わせて隨時その見直しが行われ、その結果適正なものとすべきと私どもは考えております。外務省としても、このような考え方から、從来か

ら全在外公館を通じましてホテルの料金等につきまして各種の調査を行つて來ております。最近では、昭和五十四年、五十六年、五十八年、五十九年、各年度の予算の編成の過程でとのような調査を行つてまいりました。そのほかにも、実際に出張しました者からいろいろなアンケートをとつたり、あるいは赴任とか転勤とか、帰朝してまいりました職員を対象に隨時調査は行つて正確な実態の把握に努めてきております。今後ともこのような調査を行いまして、出張する職員が自分で負担を強いられることのないように、円滑に公務を遂行できるように配慮していきたいと思つております。

○太田淳夫君 当然そうあるべきだと思います。以前にこれは新聞報道されておりましたけれども、そういう海外出張をする際に、旅費を安く上げる必要上から団体の海外旅行団の一員となつて出国するようなことが報道されておりましたが、そういうた事實はあつたんでしょうか。

○説明員(数原孝憲君) 実際にそういうことがございました。私どもの場合、団体割引航空券を利用することが比較的しばしばございます。

数字でちょっと申し上げてみますと、昭和五十八年度の外務本省においては、が外國に出張した場合でございますけれども、手持ちの数字で申しますと、約千百名ほどの者が外國に出張しておりますが、それのほぼ三分の一に当たります三百数十名の者が団体割引、バック利用で出張してござります。

○太田淳夫君 これは外務省の職員の皆さん方がそうしていろいろと苦労しているところでござりますけれども、体面上の問題等もあるうかと思いまして、一方におきましては、資料を見ましても国際線の航空運賃も前回改定があつてから八回値上げをしているわけですから、やはり何らかの配慮が海外旅費にとっても必要ではなかつたかと思うんです。今回それが引き上げをされたわけでござりますけれども、今後も定期的にこの実態調査等を行いながら速やかに改定を行つて、十分にそ

構造の変化ということで、輸送構造は道路整備が進み、モータリゼーションがどんどん進んでいく、空港整備も行われる、こういうような環境の変化で輸送構造の変化というのが大変急速に進んでまいったわけであります。その結果、国鉄が過去の独占的な地位を失って、現在非常に激しい競争下に身を置いておるわけであります。このことが一つであります。

これに対しまして、国鉄経営各般の面におきましては、敏速にそういう変化に対応しなければならなかつたわけでありましょうけれども、これが必ずしも十分な対応がしきれずに今日に至つた、減量化による経営の重点化ということが施策の面で立ちおくれたということは、これは否定できない事実でございます。

三番目には、その間、当然赤字を生ずるわけでありますから、赤字借り入れをする、また設備投資資金についてもほとんどの部分について借り入れを行う、そういうものに起因する利子負担の増大、それから先ほども少し触れましたが、職員の年齢構成のひずみに起因する退職金の異常膨大、そして年金負担金の異常な増加、構造的といふ言葉を使わせていただいておりますが、そういう負担が増大したことに大きな原因があるというふうに考えております。この点につきましては、現に計画に取り組んでおる、こういうことでござります。

さつき竹下大臣のお話にもあつた駅長さんだと
か、それから駅構内や操車場で働く現場の労働者
の人や、あるいは運転士、乗務員の方、こういう
現業の国鉄の職員の方にこの赤字の責任があると
考えておられますか。

○説明員（岩崎雄一君） 国鉄再建のかぎを握るも
のは、あくまでやはり国鉄自身の企業努力だとい
うように考えております。基本的に企業努力であ
るというように考えております。そういう意味
で、現在の状況を開拓するために全職員が当然力
を合わせて努力すべきものである、こういうのが
私の考え方でございます。

○内藤功君 今、答えが非常にはつきりしません
でしたが、私はこういう現場で働く労働者の方に
この赤字の原因はないと思うんですね。

私は、国鉄問題を今までいろいろな委員会でお
尋ねしてきましたが、一つは、やっぱり国鉄の今
までの設備投資が膨大な借金によってなされてき
た。これは国鉄の常務理事も認められたと思うん
ですね。そして、大きなプロジェクトをやってき
た。非常に計画性がない。それから二つ目は、常
務理事を前において失礼ですが、国鉄当局の中に
ある官僚的な体質、それから一部の政治家が自分
の利権、利益というものを中心に考えて国鉄とい
うものを利用してきた点はなかつたか。こういうよ
うころに今日の大きな原因の一半がある。それに
何千社と言われる関連企業というものがあつて、
ここに国鉄の官僚が天下りをする。こういうよ
なことも、いろんな委員会の論議や、また報道で
指摘されているところですね。こういうところに
また一部の政治家の名前が出てくる。私は、率直
にこれを言わざるを得ないとと思う。そして三番目
には、総合交通政策を早くつくれ、モータリゼー
ションはわかっているんですから、それほどどうい
うふうに公共交通機関が生き残っていくかとい
ふことを含めた総合交通政策をつくろと我々も言
い、野党も言い、識者も言ったにかかわらずこれ
がなされていない、交通政策なき状態。こういう
ものが絡み合つて私は財政危機が急速に深化した

のだと思うんです。ですから、私が先ほどの御答弁につけて加えて申し上げたいことは、大蔵大臣は鉄道省出身の人が總理になつたら赤字がふえたと言いましたが、そういうある一定の總理だけではなく、歴代のやつぱり政府の責任が累積してどうにもならぬところに来ている。少し長くなりましたが、それでも私はそういうふうに思つておるんです。大臣あるいは常務理事から、この点について改めて伺いたい。

○國務大臣(竹下登君) 佐藤總理はお亡くなりになつておりますし、私、大変指導を仰ぎましたので、その言葉は私が冗談として言つたというふうに受けとめていただきたいと思います。

私は、一番最初指摘された問題は、やつぱり五十七年のときの臨時答申というのも一つの考え方ではなかろうか。一は、まさに、「モータリゼーション」を始めとする輸送構造の変化」。一番目に、「国会及び政府の過度の関与、地域・住民の過大な要求、管理限界を超えた巨大な企業規模、国鉄自体の企業意識と責任感の喪失などの理由から企業性を發揮できず、いわゆる「親方日の丸」経営といわゆる事態に陥つた」。それから三つ目が、「労使関係が不安定で、ヤミ協定、悪慣行の蔓延など職場規律の乱れがあり、合理化が進まず、生産性の低下をもたらした」。四番目が、「収入に比し異常に高い人件費比率、年齢構成のひずみからくる膨大な年金・退職金・累積債務に対する巨額な利子負担、等が挙げられる」。

これは臨調の御答申でござりますから、別に学問的に何が何%といつて整理されたものではないというふうに思いますが、観念的なこの主張の中で、今読み上げたものについては、そのときなるほどなという印象を受けたことは事実であります。

そこで、国鉄にお尋ねしますが、今赤字地方交

俗線をたくさん抱えているのが赤字の原因だと、俗耳に入りやすい議論があるんですが、第一次選定の特定地方交通線及び第二次合わせて七十三線あると思うのですが、これらのローカル線の一番新しいデータで結構ですが、大体何百億円の赤字なんでしょうか。

○説明員(岩崎雄一君) 一次、二次を合わせまして、おっしゃるようになに七十三線でございまして、五十七年度の赤字は七百八十九億でございます。

○内藤功君 国鉄全体の累積赤字、長期債務等から見ますと極めて小さなものだという感じがするんですね。また、事実そうなんですね。ここには原因はない。

そうすると、先ほど私は過剰な設備投資ということを挙げましたが、一つ例を挙げれば、きのうの新聞でも報道されておりますが、世界一長い青函トンネルの建設事業費、最終的には一兆一千億円もかかると言われております。運輸大臣の私的諮問機関である青函トンネル問題懇談会が、きのうテレビで見ておったら、答申を出して、鉄道利用以外に方法はないしながら、しかし国鉄による経営は不可能だと判断をして公的な負担を提言している、こういうことであります。また、開業しても黒字の見通しがないので建設をしたのが東北新幹線、上越新幹線。この路線だけでも、建設の総工費はそれぞれ二兆八千億円、一兆七千億円余でございます。こういうところに無計画というべきお金を使って、そのツケは運賃の値上げと国鉄の職員のこういう共済の面にかぶさつてきていたというふうに私は率直に言って認識するわけですか。

今国鉄の労働組合とか働いている人はここまで言いたいんですけども、みんなやつぱり遠慮して言わないんです。どこかで言わなきゃならぬと思いますが、私は国鉄の悪いところはびしり言いますが、しかしこういうところを考えてみると、今の共済年金の運営の上で余りに国鉄が悪者だというのでここのことろに一つのしわ寄せがなされているという面も私は公平に言つてあるのじ

ありますので、今後の経営努力を重ねることによつて少なくとも手の届く範囲にある、もちろん一定の政府の助成というものは必要でございますけれども、そのように考えておるわけでございます。それは、先ほどの先生の御質問の中にありました事柄に対する私のお答えでござります。

○内藤功君 法案の中身について疑問とするところをお尋ねしたいと思います。

国鉄共済年金の掛金は昨年十月に改定されていますが、改定後と改定前の比率を数字で明らかにしていただきたい。

相応の負担、そして職員だけではなくてOBにも、三年程度と考えておりますが、年金改定をとることによりまして給付額をできるだけ節減するという形で御協力を願いたい、こういうことで内部をまとめているわけでございます。

○説明員(岩崎雄一君) いろいろな問題が出来ました。今は常務理事に率直にお伺いしたいと思います。立って今後の行き方と、いろいろのことを考えますと、やはり時代を経るに従いまして国鉄の役割というものはおのずから変化をしてきておるわけありますし、そういうものに合わせた經營の重点化ということが極めて重要な課題ではないかというふうに考えておるわけです。つまり鉄道としての特性が發揮できる分野に經營を重点化していく、それ以外についてはできるだけ減量化を図っていくといふことが極めて重要だというふうに考えております。

先ほどお話をありました地方交通線につきましても、確かに赤字額が大きい、七百八十億ぐらいでございますけれども、この赤字はなかなか収れんをしない赤字だ。鉄道特性を喪失して、いろんな収支改善施策を講じても収支均衡させるとは不可能な線区というものが実態でございますので、いつまでも収れんをしない。このほかの特定地交線でない地交線すべてを含めますと、全体の五十七年度の赤字は五千三百億ぐらいになるわけになります。解消しなくていい赤字という点から考へますと、国鉄経営再建というのは最終的に収支の均衡を目指しておるということからいえば、たとえ七百八十億といえども国鉄経営にとってあるいは再建にとっては極めて大きな数字であるというふうに考え、この解消に取り組んでおるわけでございます。

その点、幹線につきましては、赤字額自体は地方交通線より大きいわけでございますけれども、全体の収入規模、経費規模から見ますと、これは収入一に対し一・四ぐらいの経費ということで

それから、今回の国鉄年金の救済に当たりまして、自助努力は当然に必要だということで、いろんなことを考えております。国鉄本体の負担増と、いうほかに、国鉄共済としては保険料の引き上げ、それから年金者には改定をしばらく停止して我慢をしてもらう、こういうような自助努力を考えるわけでございます。何といいましても、財政調整というのは他の共済組合からお金をいただいて助けていただくということになりますから、その前提として当然でき得る限りの自助努力をしなければならない、内部的にはなかなか説得を要することありますけれども、そういう決意をいたしております次第でございます。

○國務大臣(竹下登君) 私は、昨年もここで御審議いたしました際にもしみじみと思っておりましたことは、要は、いわば共済あるいは年金の元化というものの前提の中における国共済と三公社の共済組合との統合といふ形の法律案を第一歩として位置づけておりましたが、その法律が提出前に国共済、それから制度審でいろいろ議論がなされました。私も何とか御答申いただきたいということで接触を精力的に自分なりに持つたつもりでございますが、そのとき最終的に感じたのは、国鉄以外の共済の方々の総合した労働連帯といふものがとにかく不十分ながら答申といふ形でいただけたということを、その審議の過程においてつくづく感じたわけであります。そういう連帯といふものが理解され、そして本委員会においてもろもろの具体的な問題点が指摘されたものが今度、また将来の問題点として逐次整理されていくという形で進んでいくのではないか、貫かれたものはまさに労働連帯、こういうものであつたと、いうことを本当に事実認識をしております。

○内藤功君 その千分の八十七・五というのを今度は国鉄職員の一人当たりにしますと、平均して引き上げ額は幾らになりますか。

○説明員(岩崎雄一君) 債給月額はほぼ二千万円でござりますので、一千七百円程度でござります。

○内藤功君 昨年の国鉄職員のベアは一人平均幾らでございましたか。

○説明員(岩崎雄一君) 仲裁裁定によるベア率は一・八一%でござります。

○内藤功君 三千八百円ですが、このうち二千七百円から八百円が年金の掛金に取られる、こういう計算になります。これではほとんど実質的なベースアップがなされていないということが多くの国鉄職員から訴えられております。ほとんど掛金を納めるためのベースアップではないか、この声に常務理事はどう答えられますか。

○説明員(岩崎雄一君) おっしゃるとおりでございまして、ベースアップとの比較におきましてはペア分は平均すれば千円程度しか上がらない、これに定算額を加えますと五千五百円程度の昇給、こういうことになるわけであります。先ほども申し上げましたように、将来は公的年金というのは統合に向かいますといいたしましても、現在まで個別運営の長い歴史があるわけでございまして、そういう関係のもとで他共済から御救済をいただく、資金援助をいただくということを考えますと、国鉄共済としても自力ができる努力というものはできるだけしなければならない、それが世の中の常識のようなことではないかというふうに考えるわけであります。そういう意味で、職員には

の共済年金の掛金は現在千分の八十七・五ですが、専売公社はどうか、電電公社はどうか、國家公務員一般職の場合はどうか、郵政職員の場合はどうか、大蔵省、この掛金を示してください。

○政府委員(保田博君) 年金保険の掛率でござりますが、電電公社は現在千分の五十一・五、専売が千分の五十八、それから連合会、国共済的一般組合員が五十一・五、それから郵政が五十五・五ということになっております。

○内藤功君 これだけでも非常に問題であります
が、大蔵省はさうに今年秋改定を考えておられる
ようですが、どのくらいの改定を考えておるか。

○政府委員(保田博君) 国共済の財政再計算期が
本年十月に到来をいたします。現在、各共済組合
の理事者におきまして、その財政再計算の結果保
険料率を幾ら程度引き上げる必要があるかといっ
た作業中でございますので、確たることを申し上
げられる段階にはございませんが、一応我々が試
算をいたしまして五十九年度予算に組み込んだ数
字で申し上げますと、電電は千分の七十、専売が
千分の八十五・五、國家公務員の一般組合員が千
分の七十一・五程度になるということで予算の数字
をつくております。

○内藤功君 国鉄の問題に絞つて今いろいろお尋
ねしたのは、この問題はひとり共済年金だけの問
題ではなく、国鉄という国家レベルの交通政策、
産業政策、あるいは国の政治のあり方というものが
すべてにかかる大きな原因があつて、その犠牲
になつていいのが国鉄職員であります。もとよ
り、国家公務員の側の方々に労働連帯の精神でい
るいろと御負担、御苦勞をかけている、この点は
先ほどからの答弁を私は十分知った上で質問で
あります。私は、そういう点もひとつ今後の年金

政策の中でも厳しくやはり考えの中に入れていかなければいけないかと思います。特に、国鉄の今日の膨大な赤字の原因が解明されず、その責任がはつきりされていないで、現場でまじめに働く人たちに負担がかけられ、その人たちは遠慮して世間に物も言えないという状況は、ひとつ大臣なり国鉄当局の首脳部の方の頭にしつかり入れていただきたいと旅費法の問題がありますので、旅費法に質問を移したい。

まず、内国旅費の宿泊料につきましては、先ほど御質問がありましたので重複を避けてお尋ねしたいと思いますが、前回の改定時から五年間たつておるわけであります。この間に大蔵省のデータでは、宿泊費といらものはどのくらい上昇した、それからいわゆるサービス費といらものはどのくらい上昇しているか、日本の経済社会、世間ではどのくらい上がったと見て、いらっしゃるのか。

○政府委員(的場順三君) 旅費の定額を調べます際に、五十四年に決めました内国旅費の定額で宿泊できるかどうかということが一番問題でございました。したがいまして、先ほどのお答えにも申し上げましたが、確かに窮屈になつてゐるのは事実でございますが、例えばビジネスホテルの割安のところがでてきていて、それから共済等の施設を使わしていただきますと、いわゆる下位等級の方でも足の出るようなことにはなつていません。一般の物価指数から見ますと確かに上昇しております。したがいまして、先ほどのお答えにも申し上げましたように、確かに窮屈になつてゐるのは事実でございますが、例えればビジネスホテルの割安のところがでてきていて、それから共済等の施設を使わしていただきますと、いわゆる下位等級の方でも足の出るようなことにはなつていません。私は希望としては、あなたからもう少し数字的なものが欲しかつたんです、本当を言つて。

○内藤功君 今私の希望としては、あなたからもう少し数字的なものが欲しかつたんです、本当を言つて。私が言つますと、日銀のこの間の消費者物価指

数、全国で見ますと、昭和五十四年一月から五十九年一月までに宿泊費といらものは二六%ぐらいアップしているのじゃないでしょうか。これは認められますね。

○政府委員(的場順三君) そういうことでございます。大蔵省当局は毎年これは見直しをするのだと答弁しております。それは言葉と、そういう態度で予算編成を行つておりますのは、各経費についてその経費の額が適当であるかどうか、単価が適当であるかどうかと、これはいわゆる正確に言いますと検討するといふことでございます。

検討をするに際しまして、また繰り返しになりますけれども、全体として窮屈になつてゐるといふ事実はそのとおりでございますが、全体の財政がどうなつておられるようですが、どういう見直しをするといふことを見直すという言葉を使っておりますが、これはいわゆる正確に言いますと検討すると必要な経費でございますから、その経費でどんなに工夫をしても公務の執行ができなくなりますと、これは実費支弁といふ建前からいいましても改定せざるを得ないと、思ひます。それが、抽象的な数字の開差が幾らあればということを現段階でお示しするというのは非常に困難でございます。円滑な事情から見て、なお我慢していただいて、工夫によつたといふことでござりますから、六十年度以降も予算編成の際に十分検討を加え、実費の制度についてこれではとても運用できないという実態があるといふこととにしたいと思っております。

○内藤功君 先ほど同僚議員の御質問にもあります。内藤功君が、一体どのくらいの宿泊費のアップの状態になつた場合に改定をお願いするということを、あわせて述べさせていただきたいと思います。

○政府委員(的場順三君) 抽象的な基準はございません。

○内藤功君 公務の円滑な執行というお話をあつたんですが、私、最後に一つ例に出したいのは、國立の試験研究機関で働く研究職の方の学会への出張費です。いろんな研究者の専門家がいますが、農林省、通産省、文部省、こういったところは特に多いようです。

これは四月七日のある新聞の報道するところですが、筑波研究学園都市の通産省と農水省系の研究所を中心と調査したところ、通産省系で年間一人平均五万七千円、農水省系が四万九千円かかる。大体こういう方は学会一つだけじゃなくて、二つから三つくらいの学会に入っている人が多

たんですね、宿泊費はその前に比べると、今二十六%大体上げる時点に来ているんです。そこらあたり基準がないというのか、大体こういう時点にならやるという内輪の決めがあるのかという点、もう一回お聞きしたい。

○政府委員(的場順三君) 計数的に見まして、平均的な物価の上昇率が何%あるいは日本全国の大蔵省当局は毎年これは見直しをするのだと答弁しております。それは言葉と、そういう態度で予算編成を行つておりますのは、各経費についてその経費の額が適当であるかどうか、単価が適当であるかどうかと、これはいわゆる正確に言いますと検討するといふことでござります。

検討をするに際しまして、また繰り返しになりますけれども、全体として窮屈になつてゐるといふ事実はそのとおりでございますが、全体の財政がどうなつておられるようですが、どういう見直しをするといふことを見直すという言葉を使っておりますが、これはいわゆる正確に言いますと検討すると必要な経費でございますから、その経費でどんなに工夫をしても公務の執行ができなくなりますと、これは実費支弁といふ建前からいいましても改定せざるを得ないと、思ひます。それが、抽象的な数字の開差が幾らあればということを現段階でお示しするというのは非常に困難でございます。円滑な事情から見て、なお我慢していただいて、工夫によつたといふことでござりますから、六十年度以降も予算編成の際に十分検討を加え、実費の制度についてこれではとても運用できないという実態があるといふこととにしたいと思っております。

○内藤功君 先ほど同僚議員の御質問にもあります。内藤功君が、一体どのくらいの宿泊費のアップの状態になつた場合に改定をお願いするということを、あわせて述べさせていただきたいと思います。

○政府委員(的場順三君) 抽象的な基準はございません。

○内藤功君 先ほど同僚議員の御質問にもあります。内藤功君が、一体どのくらいの宿泊費のアップの状態になつた場合に改定するのか、その基準がどうもさつきのお答えではないようなお答えだったけれども、これは人事院勧告でも、それから先日、当委員会で審議をした皇室経済法にしても、何かそこの一つの基準がある。公務員の旅費といらのことはないといふことを踏まえて改定を見送つたものでございます。

○内藤功君 今私の希望としては、あなたからもう少し数字的なものが欲しかつたんです、本当を言つて。

私が言つますと、日銀のこの間の消費者物価指

推測しますね。ところが、この半分近くを自己負担している。その上、文部省系以外は公務出張扱いをされないため、休暇をとつて出かけるケータイが多いというようなことです。それから海外で国際学会が開かれるときなんというのは、アメリカで開かれた物性研究者のゴードンリサーチ会議に、電子技術総合研の研究者は、十四日間の休暇を出し、五十六万円、私費を使って出席をしました。また、いろいろこういう機関に働く研究者の人々、博士がいっぱいいるわけですが、こういうことも大事でございますから、確かに旅費というものは公務の円滑な執行、適正な執行のために必要な経費でございますから、その経費でどんなに工夫をしても公務の執行ができなくなりますと、これは実費支弁といふ建前からいいましても改定せざるを得ないと、思ひます。それは財政状況全体にもよるわうと思います。それは財政状況全体にもよるわうと思います。それは財政状況全体にもよるわうと思います。それは財政状況全体にもよるわうと思います。それは財政状況全体にもよるわうと思います。それは財政状況全体にもよるわう思います。

○政府委員(的場順三君) 研究者、科学者等の学術会出席旅費等の問題については、それぞれ予算編成の段階で、各省庁と十分御相談しているところだと思います。

○政府委員(的場順三君) 研究者、科学者等の学術会出席旅費等の問題については、それぞれ予算編成の段階で、各省庁と十分御相談しているところだと思います。

○内藤功君 先ほど同僚議員の御質問にもあります。内藤功君が、一体どのくらいの宿泊費のアップの状態になつた場合に改定をお願いするということを、あわせて述べさせていただきたいと思います。

○内藤功君 先ほど同僚議員の御質問にもあります。

て質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(竹下豊君) 学会出席旅費の予算計上ということになりますと、公務員まず隗より始めよといふようなことからして、公務員全体にかかるておりますところのいわゆる節約ということからいたしますと厳しくなつておると私も思いました。しかし、厳しい歳出抑制を行つた結果生じたものについては、今の内藤さんの御指摘は私は観念的にもちろん理解できる話でございますが、やつぱりその中でやむを得ない措置として対応しないかなきやならぬ面もあるのではなかろうかとうふうに考えております。

○柄谷道一君 まず、外国旅費問題でございますが、八年越しの改定というものは遅きに失した感がござりますけれども、基本的にはこれに賛成するものでございます。

なお、国内旅費につきましては、既に多くの委員から指摘があつたところでございますが、民間においても事務費の合理化といふものは、その必要性のチェック、認定、こうしたいわば管理の面を通じてその節減合理化に努めるというのが方向でございまして、出張する者にはそれ相応の処遇をしなければならぬ、こういうことになつてゐると思うわけでございます。私たちも行政改革は大いに行わねばならぬと思いますが、ちょっと視点を変えた日でこれを見る必要があるのでないか。そういった意味で、明年度はひとつ改定の方に向で見直しをしていただくようには冒頭を希望いたしておきたい、こう思います。

そこで、旅費について一点だけお伺いいたしますが、改定案は、総理大臣等が三区分、指定職、及び一般職員については三区分、合わせて七つの区分が行われているわけでございます。それぞれ役職に応じて区分するということは合理性があると思うんですが、ただ隨員として上級職の者に随行した場合、これは多くの場合、ホテルも同様であり、同じ食事をとるということも多いわけでございます。そのため一般職の中には、実費支弁といふながら現実には持ち出しを余儀なくされて

いるという声を多く聞くわけでございます。

この点に対してどのような配慮をされているのか、お伺いいたします。

○政府委員(的場順三君) 旅費は、確かにその公務の重要性の区分に応しまして、それぞれの職務の重要性に応じて等級を定めておりますので、差がございます。御指摘のとおりでございます。

まず第一に、随行の場合に大変不都合が起こるのではないかという点につきましては、随行の場合、同一のホテルに泊まりましても、ホテルの部屋によって格差がございますので、そのところは工夫の余地があるのでないかというふうに考えておりますが、現行の法律でもその点についての救済規定がございまして、旅費法の四十六条第二項に、どうしてもこの定額の普通の旅費で不都合な場合には大蔵大臣と協議していただければ別途の措置を講ずることができるようになつております。そこで、旅費法の規定で最も大きな社会問題になつておられます单身赴任の問題を取り上げました。その際、総理、大蔵大臣、労働大臣ともに前回の御答弁をいただきまして、期待しておりますところでございます。

人事院にお伺いいたしますが、人事院は民間標準拠というものがすべての物差しですね。労務行政研究所が、全国八証券市場上場会社約千七百五十社と、資本金五億円以上で従業員五百人以上の主要上場会社約五百五十社、合わせて二千三百社を調査いたしておりますけれども、それによりますと、それらの民間企業の七三・六%が別居手当を支給しておる、そして交通費実費を何らかの形で支給しておるものが四三・一%に達しておる、こういう結果が出ておるわけでございます。そこで、公務員にとりましても単身赴任の人は深刻な問題だらうと思うんですね。この問題について人事院はどうお考えになり、今どういう検討をされているんですか。

○柄谷道一君 規定で救済措置があることは私も承知しておりますけれども、今日までの運用が機に即して彈力的に行われていたかどうかといふこととに一番の問題があると思うわけでございます。これは実費支弁でございますから、大臣、弾力的に、持ち出しといふことだけは御善処を願いたいと思うんですが、よろしうございませんか。

○國務大臣(竹下豊君) 今も次長からお話をありましたが、例え私が行きますですね。そうする

と、近ごろのことでござりますから、飛行機の機上でいろんな会談することがございます。ところ

が、その場合、私はジャバニーズオントリーでござりますから、ちゃんとその随行の秘書官もアーストクラスに乗つていないと国益を損する危険性があります。そういう場合、私も聞いてみますと、役所の方できちんとした配慮がしがございます。御趣旨のいわゆる考え方

がございます。それで、公務員関係ですと、組織が非常に全国的にありますという関係でもっとひどい状況があるかもしれません。それで、公務員は、私ども自分のことを中心にして考えて

も理解できる話だと思つております。

○柄谷道一君 ゼビ、よろしくお詫びを

してやつていただきたい、こう思います。

それから次に、私は、四月十日の予算委員会で、最近大きな社会問題になつておられます单身赴任の問題を取り上げました。その際、総理、大蔵大臣と打ち合わせをする必要があるというふうな場合には、個別に協議をいたければそこのところは救済できるようになつております。

それから外國旅費について持ち出しが多いといふのは、今までの定額が低かったということとの関連もあるかと思いますが、その点につきましては平均四〇%高いところでは、指定都市等では五〇%強の値上げということになつておりますので、一般的にそういう問題は解消されるのではないかというふうに思つております。

○柄谷道一君 規定で救済措置があることは私も承知しておりますけれども、今日までの運用が機に即して彈力的に行われていたかどうかといふこととに一番の問題があると思うわけですね。公務員が安んじて公務に精励できることで、いろいろな角度から検討しなければなりません。しかし、私は給与局長として給与の担当でござりますので、そういう問題も各省いろいろお話ししたいんですが、給与の角度からもこれは検討しなくてはならないというふうに考えております。ただ、まだ公務員の実態把握まで至つておりませんので、そういうところからおいで始めたばかりで、いろいろな角度から検討しなければならない。しかし、私は給与局長として給与の担当でござりますので、そういう問題も各省いろいろお話ししたいんですが、給与の角度からもこれは検討しなくてはならないというふうに考えております。

○柄谷道一君 総理府も職員を統括する立場にあります。公務員が安んじて公務に精励できることで、いろいろな角度から検討しなければなりません。ただ、まだ公務員の実態把握まで至つておりませんので、そういうところからおいで始めたばかりで、いろいろな角度から検討しなければならない。しかし、私は給与局長として給与の担当でござりますので、そういう問題も各省いろいろお話ししたいんですが、給与の角度からもこれは検討しなくてはならないというふうに考えております。

○政府委員(斧誠之助君) 最初に、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(吉田忠明君) 先生の御質問を整理し

ますと、単身赴任の問題の人事管理上の問題はど

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(吉田忠明君) 先生の御質問を整理し

ますと、単身赴任の問題の人事管理上の問題はど

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(吉田忠明君) 先生の御質問を整理し

ますと、単身赴任の問題の人事管理上の問題はど

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(吉田忠明君) 先生の御質問を整理し

ますと、単身赴任の問題の人事管理上の問題はど

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(吉田忠明君) 先生の御質問を整理し

ますと、単身赴任の問題の人事管理上の問題はど

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(吉田忠明君) 先生の御質問を整理し

ますと、単身赴任の問題の人事管理上の問題はど

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

一つの問題は、任用等の問題で、単身赴任が発

生しないような運用といいますか、そういうこと

でござりますと、配分の問題になつてくるとい

うことです。

○政府委員(斧誠之助君) まず、民間準拠のこ

とについて申し上げさせていただきたいんです

うかということではないかと思います。単身赴任

の問題を人事管理上の問題とということで抽象的に

整理しますと、大きく言つて二つの問題があるの

ことです。

が可能かどうか、こういう任用面等の問題が第一の問題であるのじやないかと思います。しかし、この問題につきましては、職員それぞれのいろんな事情がござりますし、それから公務上の要請という問題も一面ございまして、単身赴任の発生を抑えるということはこれはます現実的には無理じゃないか、こういうような感じでございます。

そこで、第二の問題としましては、そういうことでやむを得ず発生します単身赴任にどういう人事管理上の配慮をしていくかという問題であらう、このように整理をしております。そこで、その問題には、今、先生の御指摘のような手当の問題とか、それから先ほど人事院の方からも御指摘ございました住宅の問題とか、いろんな問題がその中に含まれるのじやないか、このように思つております。

そこで、総理府としましては、私どもが主催しております各省の人事担当課長をメンバーとしまして人事院との連絡、協調も今後とも十分図つておきたい、このように考えております。

○柄谷道一君 これは從来見落とされておった点ではないかと思いますので、ひとつ何分の積極的御検討を期待いたしますと同時に、大蔵大臣にもこうした問題を念頭に入れていだきました。國務大臣としてもまた御善處を賜りたい。要望いたしておきます。

そこで、共済に入りますが、政府では去る二月二十四日、公的年金制度関係閣僚懇談会を開きまして、同日、引き続き閣議決定が行われたと承知いたしております。それは、六十年に公務員などの共済年金に基礎年金を導入する制度改正を行うこと。第二には、その上で六十一年度から厚生、国民、共済、各年金に基礎年金を実施すること。第三に、六十一年度以降は給付と負担の両面において制度的調整を進めること。そして第四に、公

的年金制度全体の一元化を昭和七十年度をめどに完了させること。以上、四点が主たる柱であると理解いたしますが、そのとおりでございますか。

○國務大臣(竹下登君) そのとおりでござります。

○柄谷道一君 ということになりますと、当然、

○政府委員(保田博君) 御理解のとおりでござります。

○柄谷道一君 予想される問題点、それから検討課題を洗い出しまして、部内での検討を始めてお

るところでございます。

○柄谷道一君 厚生年金の場合は、從来、定額部

分と報酬比例部分とに分かれておりましたので、

○柄谷道一君 厚生省では、昨年五月、二十一世

紀の年金に関する有識者調査結果を発表してお

ります。その調査結果の特徴的なことは、回答者の約七割が年金の一元化について支持をし、その

一元化の必要性をまず第一に取り上げております

のは、制度間の格差解消という視点でございま

す。制度間の格差、とりわけ官民格差の解消は年

金一元化の必要条件になってくる、こう思うわけ

でございますが、大臣はこの問題について基本的

にどのような御認識をお持ちでございますか。

○政府委員(保田博君) 現在の我が国公的年金

制度は七つの制度に分立しておるわけでございま

す。それぞれ古い歴史的な沿革、経緯もございま

す。給付や負担の間に差異がございまして、制

度間の調整も十全ではないといった御指摘があ

ります。それらの検討を終えました後に、大改革の

ための骨子を決める国共審、さらには制度審等に

お諮りをいたしました上で、明年的通常国会には

提案をさせていただきたい、こういうタイミング

で作業を進めております。

御承知おきのように、共済年金制度は、社会保障制度の一環としての面と国家公務員制度の一環としての側面も持つておるわけでございまして、それらのいろいろな複雑な要請を取り込んだ年金

推進する立場に立つてきましたものでございますが、それでも、加入者の合意と納得を得るということが極めて重要であります。私も全年金に共通する基礎年金構想というものを

私も全年金に共通する基礎年金構想というものを理解してよろしくございますか。

○國務大臣(竹下登君) そのとおりでございま

す。

○國務大臣(竹下登君) そのとおりでございま

す。

○柄谷道一君 ということになりますと、当然、

○政府委員(保田博君) 御理解のとおりでございま

す。

○柄谷道一君 予想される問題点、それから検討

課題を洗い出しまして、部内での検討を始めてお

るところでございます。

○柄谷道一君 厚生年金の場合は、從来、定額部

分と報酬比例部分とに分かれておりましたので、

○柄谷道一君 厚生省では、昨年五月、二十一世

紀の年金に関する有識者調査結果を発表してお

ります。その調査結果の特徴的なことは、回答者の約七割が年金の一元化について支持をし、その

一元化の必要性をまず第一に取り上げております

のは、制度間の格差解消という視点でございま

す。制度間の格差、とりわけ官民格差の解消は年

金一元化の必要条件になってくる、こう思うわけ

でございますが、大臣はこの問題について基本的

にどのような御認識をお持ちでございますか。

○政府委員(保田博君) 現在の我が国公的年金

制度は七つの制度に分立しておるわけでございま

す。それぞれ古い歴史的な沿革、経緯もございま

す。給付や負担の間に差異がございまして、制

度間の調整も十全ではないといった御指摘があ

ります。それらの検討を終えました後に、大改革の

ための骨子を決める国共審、さらには制度審等に

お諮りをいたしました上で、明年的通常国会には

提案をさせていただきたい、こういうタイミング

で作業を進めております。

○柄谷道一君 予想される問題点、それから検討

課題を洗い出しまして、部内での検討を始めてお

るところでございます。

○柄谷道一君 厚生年金の場合は、從来、定額部

分と報酬比例部分とに分かれておりましたので、

○柄谷道一君 厚生省では、昨年五月、二十一世

紀の年金に関する有識者調査結果を発表してお

ります。その調査結果の特徴的なことは、回答者の約七割が年金の一元化について支持をし、その

一元化の必要性をまず第一に取り上げております

のは、制度間の格差解消という視点でございま

す。制度間の格差、とりわけ官民格差の解消は年

金一元化の必要条件になってくる、こう思うわけ

でございますが、大臣はこの問題について基本的

にどのような御認識をお持ちでございますか。

○政府委員(保田博君) 現在の我が国公的年金

制度は七つの制度に分立しておるわけでございま

す。それぞれ古い歴史的な沿革、経緯もございま

す。給付や負担の間に差異がございまして、制

度間の調整も十全ではないといった御指摘があ

ります。それらの検討を終えました後に、大改革の

ための骨子を決める国共審、さらには制度審等に

お諮りをいたしました上で、明年的通常国会には

提案をさせていただきたい、こういうタイミング

で作業を進めております。

○柄谷道一君 予想される問題点、それから検討

課題を洗い出しまして、部内での検討を始めてお

るところでございます。

○柄谷道一君 厚生年金の場合は、從来、定額部

分と報酬比例部分とに分かれておりましたので、

○柄谷道一君 厚生省では、昨年五月、二十一世

紀の年金に関する有識者調査結果を発表してお

ります。その調査結果の特徴的なことは、回答者の約七割が年金の一元化について支持をし、その

一元化の必要性をまず第一に取り上げております

のは、制度間の格差解消という視点でございま

す。制度間の格差、とりわけ官民格差の解消は年

金一元化の必要条件になってくる、こう思うわけ

でございますが、大臣はこの問題について基本的

にどのような御認識をお持ちでございますか。

○政府委員(保田博君) 現在の我が国公的年金

制度は七つの制度に分立しておるわけでございま

す。それぞれ古い歴史的な沿革、経緯もございま

す。給付や負担の間に差異がございまして、制

度間の調整も十全ではないといった御指摘があ

ります。それらの検討を終えました後に、大改革の

ための骨子を決める国共審、さらには制度審等に

お諮りをいたしました上で、明年的通常国会には

提案をさせていただきたい、こういうタイミング

で作業を進めております。

○柄谷道一君 予想される問題点、それから検討

課題を洗い出しまして、部内での検討を始めてお

るところでございます。

○柄谷道一君 厚生年金の場合は、從来、定額部

分と報酬比例部分とに分かれておりましたので、

○柄谷道一君 厚生省では、昨年五月、二十一世

紀の年金に関する有識者調査結果を発表してお

ります。その調査結果の特徴的なことは、回答者の約七割が年金の一元化について支持をし、その

一元化の必要性をまず第一に取り上げております

のは、制度間の格差解消という視点でございま

す。制度間の格差、とりわけ官民格差の解消は年

金一元化の必要条件になってくる、こう思うわけ

でございますが、大臣はこの問題について基本的

にどのような御認識をお持ちでございますか。

○政府委員(保田博君) 現在の我が国公的年金

制度は七つの制度に分立しておるわけでございま

す。それぞれ古い歴史的な沿革、経緯もございま

す。給付や負担の間に差異がございまして、制

度間の調整も十全ではないといった御指摘があ

ります。ただし、給付の面あるいは負担の面でもございませんけれども、そのどの部分が官民格差ですか

あるのかといった点につきましては非常になかなか

難しい面がございます。

後の高齢化社会の到来を控えておりますので避けられない課題だというふうに考えておりますが、審議会等の御意見でも現在の雇用情勢を考えるとなお時期尚早だという御指摘がござります。で、今回手をつけておりません。今後どうするかという点につきましては、これらの雇用環境の整備の状況等を勘案して判断をしていくことになると思いますが、その際には、先生御指摘のように、当然公的年金制度全体の整合性を図るという観点が必要だと思いますので、いつまでにどうこううという判断は現在いたしておりませんけれども、そういう状況を総合的に勘案いたしまして判断をしていきたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 大臣、将来、支給開始年齢の問題を検討する場合、二つの視点が要るわけです。一つは、年金財政上、高齢化社会の到来に対してもどうするか、この視点であります。もう一つの視点は、昭和七十五年になってやっと支給開始年齢が一元化される、その官民の支給開始年齢の調整をどうして行い、その整合性をどう持たしていくか。この二つの視点がそろわないと、一方だけをただ財政的視点だけでいいじっていくことになると片方の原則がより乖離する、こういうふうに私は思うんです。大臣の御認識も同様でござりますか。

○政府委員(保田博君) 御指摘のとおりでござります。二つのそういう御要請を念頭に置きながら、この問題についても今後の検討を進めていかたいと思っております。国家公務員につきましては、六十年定年制が実施をされるわけでもございまして、そういう雇用の問題、あるいは老後の生活安定の問題、雇用設計の問題、さまざまな要請がございますが、それらも総合勘案して制度をつくりたいといった、こう思います。

○柄谷道一君 この点に対しましても、官民の間の整合性というものを作今後十分に念頭に置いての大蔵行政というものを進めていただきたい。これは要望いたしております。

次に、厚生年金保険の修正率でございます。す

なむち、修正率とは、平准保険料率と法定保険料率の対比でござりますけれども、厚生年金の場合を見ますと、昭和三十五年には八一%から漸減いたしました。昭和五十五年には五〇・二%になつてゐるわけです。これは公務員共済の修正率と大きな違いがあるわけでございます。これは両省にお伺いいたしますが、今後どのように対処されよろとするわけですか。

○政府委員(保田博君) 年金財政の長期にわたる健全性といった観点、それから年金の負担の世代間の公平性確保といった観点からいたしますと、修正率はできるだけ高い方がいいといいますか、何をもって高い、低いと言うつかれですが、修正率は加えない方がいいのだ、そういうふうに思つたわけであります。しかしながら、厚生年金と共済年金では、それぞれの制度の沿革、財政状況の相違、積立金の多寡といったような差異がござりますので、先生御指摘のような修正率の差は現実の問題としては存在する、これは否定できないわけでございます。しかし、いずれにしましても、六十年度以降は各年金制度の給付と負担の両面にわたりまして制度の調整を進め、七十年の一元化に向けて調整作業を進めていくわけでございますから、その段階でこの負担の問題、その中には当然この修正率の問題も入りますから、その段階で修正率をどの程度に調整していくかということを検討される、こういうことになります。

○説明員(山口剛彦君) 厚生年金の保険料を設定いたしますとともに、私どもの基本的な考え方として、将来に向けて段階的に保険料を上げていくとましても、将来に向かって急激な負担増になつてはならない、それから世代間で公平ななものでなければならぬという視点に立ちまして、将来に向けて段階的に保険料を上げていくと、いう考え方をとつておるわけでございますが、実際の保険料もそういう方針で決めておるわけでござりますけれども、今御指摘ございました平準保険料率、これは先生御承知のとおり、賃金、物価等の変動がないわば静的な経済を前提にして計算をして出てきた数字でございますので、私

ども保険料を具体的に設定するときに平准保険料の何割が適当かということを必ずしも保険料を決定する際の指標にはいたしておりません。そういう意味で、年金財政の健全性等を判断する場合の保険料を定めるときに、私どもは冒頭に申し上げましたよななことを基本にして定めておるということでございます。

○柄谷道一君 財政を預かる大蔵省としては、なるべく早く、修正率はあるべく高く、これは当然のことその思われると思うんですけれども、こゝも今厚生省が言いましたように、やはり激変緩和という措置からもいろんな工夫が行われているわけございまして、ただ数字だけを並べて機械的に両方の修正率を合わせていくといふことになりますと、これは激変が予想されるわけですね。これは相当長い期間をかけての経過措置が必須であるということだけを本日の場合は指摘いたしておきたい、こう思います。

私の質問、全部言いますと二時間ぐらいの質問材料があるわけで、全部聞こうと思つたんですが、あと十分ぐらいになりました。

そこで、違いの問題点だけ私、指摘をしておきたいと思うんですが、例えば基礎給与のあり方につきましても、被用者年金たる厚生年金は全期間の平均標準報酬を基礎給与としていることに対し、共済年金の場合は退職時前一年間の本俸比例方式と通年方式のいずれかを選択する、これも大きな違いがございます。

さらに、体系からいたしまして、共済年金とは世帯類型別に分化されておりません。単身者でも年配偶者でも年金額は同一でございますが、厚生年金の場合は二十九年改正、五十五年改正でわゆる加給年金方式をとって、逐次世帯類型別の実質的な給付水準の分化に向かって大きく踏み出しております。この調整も重要な問題の一つであります。

さらに、重複給付の問題につきましても、共済年金と厚生年金の場合、多くの重大な違いがござります。この調整も重要な問題の一つであります。

統合」というようなことには、にわかに私もそうでござりますと言つだけの自信はもぢろんございません。だが、専門家の皆さん方の意見、各方面的意見を聞きながら対応しなきやならぬその仕組みの一つとして、きょうのところ、将来の問題にあります、私がお答えするのが適當かどうか別といたしまして、年金担当大臣もおるわけでござりますから、勉強課題として受けとめさせていただなかつては、どうかと思ふくということで御勘弁をいただきたいと思います。

つて、一般的な公開といった点では確かに御指摘のようなところがあると思います。しかし、これまた先生の御指摘のとおり、公的年金制度全体を一元化するその方向に向かって各方面の御意見を伺うということでございますので、先生の御希望には極力沿うべく努力をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○政府委員(保田博君) 今後の年金財政、それから國家財政を考える上で非常に大きな問題点であろうかと思います。現在の行革関連特例法における規定は、先ほど厚生省当局から御説明をしたとおりであります。

五十九年度というは何かと申しますと、五十九年度までには特別公債依存から脱却するといふことをこの法律制定当時の方針としていたたつともあつたわけであります。残念ながら財政再建、財政改革がややテンポがおくれておりますと、その寺列公債元本償付をすると、

だ残念に思う者の一人であります。
さて、共済年金につきましては昨年その統合が
図られたところであります。今後、さらに厚生
年金、国民年金との統合へ向かう途上にあると理
解しているわけであります。きょうも、その辺は
同僚委員からいろいろと質疑応答がなされており
ますが、そこで年金制度の改革の手順についてお
尋ねをしたいと思うんですが、きょうは大蔵大臣
がお見えですので、共済年金の改革に絞って質問
をさせていただきます。

厚生大臣が年金担当大臣になったということです。さいますけれども、私が厚生省に実態を聞いてみましても、共済年金の担当は大蔵省で、厚生省は調整役であるという姿勢がうかがわれます。別途

けれども、この問題を解いていかない限り年金統合はあり得ないという鋭い指摘でございます。私は、何回も取り上げましたが、まだ手がつけられないのではないか、今後の検討の中でこうした問題もやはり詰めていかないと今後重大な支障になるのではないか、この点は指摘だけをいたしておきます。

でございますから、六十年度以降の財政改革などをどのようにするかといった観点も含めまして、今後政府部内において、財政状況でございますとか、社会経済情勢、あるいは年金財政の将来といったものを総合的に勘案して検討しなければならぬ、こういうふうに考えております。現在、方針を決めたということではございません。

ります。
まず、伺いたいんですけれども、一は五十九年度において行い、二については六十年度である、しかし実施はともに六十一年度となっているわけでござります。共済年金の改革を一年後にしては理由というのはどの辺にあるのでしょうか、伺いたいと思います。

いうために必要な資料は、これは国家機密でも何でもないわけですから、しかも統合の方向が明確になつておるわけですから、積極的に御提示を願つて、これは与野党挙げての統合化に向けての検討など、うもづく必要はないが、こう思うつゞえで

最後に、何省にお伺ししたいんですか。年金の国庫負担を四分の一カットすることなどを決めましたいわゆる行革特例法は、五十九年度で期限切れになります。また、一部にはこれを延長するということも報ぜられております。それは事実かどうか。そこで、しぶり事実とすれば、年金交付、

○新谷道一君 時間が参りましたので、これ以上お話しするのをやめます。でも、この問題は、財政の技術的操縦で問題を一時的に翻弄してはならない、これは強く指摘されておるところでございますから、この特例法を便宜的に使って、才政のつらつきを合つまるということがなされ

は、国民年金、厚生年金等にとどまらず、大改革がござりますが、同時に、共済年金制度にとりましても大変な大改革であるわけであります。これらの年金制度それぞれ非常に長い沿革と歴史を持っておるに付し、負担の面でいへば、先づは財

○政府委員(保田博君) 共済関係のデータが余り多く、公明さして、よし、よし、など、う即旨商、もつとござります。一般論でございますけれども、大臣がそのような便宜を図つていただけますで、しようか。

の今後の影響をどう見るのか。すなわち、将来の返済額は巨額に及びまして、のど元過ぎればとう結果を醸し出さないかと憂えます。この点に対する両省の考え方を伺いまして、私の質問を終わります。

○前島英三郎君 時間も大分経過しておりますが、最後になります。
切らへ、其斧半金五両の女尼へ贈る去津の内は絶対に避けてしまいたい、このことを申し上げまして質問を終わります。

度間の調整も十全でないといったようなことでございますが、これらの制度を将来の一元化に向けて改革をする際に、全制度を一度にやる方法ももちろんあるうかと思うのですが、さはさりながら、現実問題としてこれはよつとよつた変換へつづく

公職者等をしてやがれかどんとお詫び申す。ともな点があると思うわけでござります。共済組合は、その性格が、広く一般国民を対象とするものではない、国家公務員等の組合員を対象としたものだといった観点から、従来、その制度のPR等はいわば組合員向けのものに重点が置かれてお

○説明員(山口剛彦君) 行革関連特例法は五十九年までの特例措置を定めたものでござりますので、五十九年度以降は本来の国庫負担の規定どおりに戻るというふうに私どもは認識をいたしております。

正案につきまして質問をしてみたいと思います。
五十七年度の人勦統結、五十八年度のわづか一
%の公務員給与改定、これらに伴つて年金の方も
昨年度の改定ではなく、また本年度におきましても
二%の引き上げにとどまっていることは、私も全

そこで政府は、二月二十四日の閣議で御決定を
いただきましたように、五十九年度におきまして
は国民の九割をカバーする大年金制度であります
厚生年金、国民年金を中心として、基礎年金の導
けでございます。

入をする、あるいは報酬比例年金をその上に乗せるという「階建ての年金制度を導入する、あるいは妻の年金制度を確立するといったような改正をするということで、今度の国会に法案を提出しておるわけでございます。

共済年金を同じテンポで改革する案をつくると
いうことももちろん不可能ではございませんが、
政府としましては、この五十九年度につくられる
法律、厚年と國年の大きな改革の方向を前提とし
て、大きい部分ではその方向に従つた制度改正を
したい、そういうことで具体案をつくることにつ
いては一年間の時間がございます。しかし、いづ
れにしましても、六十年の通常国会には共済年金
の制度改革の法案を御提出いたしまして、若干の
準備期間を置きました後、実施は六十一年の四月
というところでテンポを合わせるということが現実
的なのではないか、こういうふうに考えておるわ
けであります。

げましたとおり、私どもは、国共済とそれから三公社の年金の去年を願いしたのがこれが第一着手だった。これにはもう一つ別な因数的救済という問題もございましたが、しかしあれが第一着手であった。そうすると、今度はやっぱり九割をカバーするものでここで柱ができる、そらしますと、今度は共済になりますと、公務員の独自性、いろんな問題が出来まして、それを今からかかって何とか次の通常国会までには成案を得て提出して、したがつて六十一年度同時スタートというのいろいろな角度から考えた今の場合のベターなスケジュールではないか、最終的には内閣一体の責任で判断をした、こういうことでござります。

りまして、抱いたわけでございますけれども、ち
ょっと立ち入って質問したいのですが、基本的な
あり方として、今国会に提出されている国民年金
法等の改正案、すなわち国年、厚年の共通の基礎
年金の導入、あるいは婦人の年金権の確立、さら
には障害年金の充実といった内容、いずれもこの
検討の対象となる、こういうことで理解してよろ
しいんですか。

○前島英三郎君 共済年金のうち旧国家公務員共済の場合、障害年金に公務中、公務外といった区分がございます。そして一方では、公務中の災害に関しては国家公務員災害補償法というのがござります。公務中の災害について年金と災害補償の給付がダブった場合の調整の規定もあるようですが、このあたりは何となくすつきりしないものを私は感じております。民間の場合は、業務中のものは労災で見ておりますけれども、厚生年金の範

害年金は、業務中、業務外の区別はございません。共済年金の場合は、何か歴史の中の古いしつぽを引きずつてゐるよう思えてならないわけであります。

○政府委員(保田博君) 共済年金制度といいますのは、厚生年金のような一般的な所得保障、社会保障制度の一環という面ももちろんあるわけですが、企業体職員とアンバランスが残されたままというのも何となく不都合ではないかとも私は思つております。公務の特別性とでもいいますか、その責任の重さと同時に、さまざまな面での拘束性のもので公務についている、こういう面を制度の中にいかにして反映させるか、そういう配慮が要らないと言っているわけじゃないんですけれども、共済年金の中に何か異質なものが入り込んでいますな姿、それを今回の改革の中で整理していくならよいのじゃないかというようなことを感ずるだけれども、その辺はいかがでございましょうか。

ざいますけれども、古くは恩給制度に淵源を持っています。おりまして、現在の制度も公務員の特殊性にかんがみまするいろいろな特殊性を持つておるわけでございます。国家公務員制度あるいは公企体の職員の制度の特殊性に基づくものであります。したがつて、今後の共済年金制度の改革案をつくりますときに、先ほど申し上げました二番目の部分、国家公務員制度の一環としての側面をどのように扱うかということ也非常に大きな検討の課題になるわけであります。私は、もちろん今後、皆さん方の御意見を伺いながら検討されるべき課題だとは思いますけれども、感触としまして、やっぱり国家公務員制度の一環としての側面を無視するわけにはいかないのだと思います。しかし、他方ではまた、現在の共済年金制度に加えられておりまする官民格差論、そういう立場からの御批判もあらうかと思いますので、それらとの妥協点といいますか、まあこの辺でといったようなところのコンセンサスをどの辺に求めるかといったことはないかと思います。今後、各方面の御意見を聞きながら検討させていただきたい、そういう課題だと認識をいたしております。

○前島英三郎君 衆議院大蔵委員会では、「共済年金への基礎年金制度導入等に当たつては、共済年金制度の沿革、性格をふまえ検討すること。」といふ附帯決議がつけられたそうですが、沿革を踏まえるということは沿革に縛られるということではないはずであろう、こんなふうにも私は考えるんですが、その辺も整理されたらいいのじやないかと提案をしておきます。

さて、国家公務員共済組合審議会の答申、ことし一月十日付の答申なんですが、問題点の指摘をしておりまして、その一を見ますと、「施行期日の間に差異を設けたことも理解に苦しむ。」と書いてありますて、私もこの理解に苦しんでいた一人でございます。恩給法の審議も後日、当委員会でなされるわけですから、本日は、ただ一点、施行期日に差異を設けた理由、この辺を質問しておきたいと思うんですが、私も重要な判断の材料

さいますけれども、古くは恩給制度に淵源を持つおりまして、現在の制度も公務員の特殊性にからんでみまするいろいろな特殊性を持つておるわけでございます。国家公務員制度あるいは公企体の職員の制度の特殊性に基づくものであります。したがつて、今後の共済年金制度の改革案をつくりますときに、先ほど申し上げました二番目の部分、国家公務員制度の一環としての側面をどのように扱うか、ということも非常に大きな検討の課題になるわけであります。私は、もちろん今後、皆さん方の御意見を伺いながら検討されるべき課題だとは思いますけれども、感触としまして、やっぱり国家公務員制度の一環としての側面を無視するわけにはいかないのだと思います。しかし、他方ではまた、現在の共済年金制度に加えられておりまする官民格差論、そういう立場からの御批判もあるうかと思いますので、それらとの妥協点といいますか、まあこの辺でといったようなところのコロセノナヌをどう刃に求めるかと、このこと

○前島英三郎君 衆議院大蔵委員会では、「共済ではないか」と思ひます。今後 各方面の御意見を聞きながら検討させていただきたい、そういう課題だと認識をいたしております。

年金への基礎年金制度導入等に当たつては、共済年金制度の沿革、性格をふまえ検討すること。」といふ附帯決議がつけられたそうですが、沿革を踏まえるということは沿革に縛られるということではないはずであろう、こんなふうにも私は考へるのですが、その辺も整理されたらしいのじやないかと提案をしておきます。

さて、國家公務員共済組合審議会の答申中、ことし二月十日付の答申なんですが、問題点の指摘をしておりまして、その一を見ますと、「施行期日の間に差異を設けたことも理解に苦しむ。」と書いてありますて、私もこの理解に苦しんでいた一人でござります。恩給法の審議も後日、当委員会でなされるわけですけれども、本日は、ただ一点、施行期日に差異を設けた理由、この辺を質問しておきたいと思うんですが、私も重要な判断の材料

になりますので、ひとつ明快な御答弁をいただければと思うんですけれども。

○政府委員(保田博君) 共済年金額の改定は、從来から恩給における改定措置に倣つて実施の時期あるいは引き上げの率等を実施してきたわけでござります。恩給の改定措置は、前年度の國家公務員の給与の改善内容に準じて実施をするという、これまで慣行があるわけでございます。ただ、五十九年度の恩給とかあるいは厚生年金の改定の実施の時期につきましては、先ほど来先生御指摘のとおり、恩給についてはその実施を一ヵ月繰り上げる。それはどうしてであるかということですが、御承知おきのような財政事情でございますし、あるいは国家公務員の給与改定が五十七年度には見送られたといったようなことから、恩給の改善は五十八年度には行われなかつたわけあります。いわば二年ぶりの恩給の改定でございますので何とかその実施時期を早めてくれないかといふ要望もだしがたく、気は心といいますか、一月だけ繰り上げさせていただいて、一年十一ヵ月ぶりの改定ということに実はなつたわけでござります。

ただし、その場合に、国共済の年金あるいは公企体共済の年金についてどう扱うかという残された問題があるわけでございますが、これらの人々も、恩給期間あるいはこれと從来とも同じ扱いをしてまいりました旧令共済それから旧法期間につきましては、恩給の受給者との均衡を考えまして一ヵ月これを繰り上げたわけであります。これにつきましては、その一ヵ月繰り上げの費用は国あるいは公社といったような公経済が負担をするとということで、組合員の負担にもならないといったようなことも勘案したわけであります。

しかしながら、共済年金の新法期間は、社会保険方式によりまして公経済負担にかかる部分を除くほとんどは事業主と現役のサラリーマンの保険料の拠出によるわけでござります。この現役の被保険者の給与は、御承知おきのようなことでその引き上げについて抑制がなされております。ま

た、改善が多少とも過度にわたるというような場合には後世代の負担にもなるといったようなことから、現役サラリーマンとのバランスも考えなければならぬ。さらにもた、厚生年金につきましてもその年金額の改定は四月から行われるわけでもありますから、それとのバランスも考えなければならない。でありますので、新法期間をも四月に繰り上げるということは官民格差論からの御批判もあるうかといったようなことから、あれを考えこれをえた末、こういう案を作成してお持ちをしたような次第でございます。

○前島英三郎君　まだちょっと理解に私自身も苦しんでいますから、また後ほどゆっくりと御説明を伺いたいと思います。

今回の年金の額の改定の内容を見ますと、二%の引き上げをしないグループがございます。五十七年度の退職者についてはやむを得ないのかなど、いう気がしないでもありませんが、該当する人たちは、新聞報道などを見て自分も二%アップすると思っていたかもしれませんし、それがどういうわけか上がらないとわかつてびっくりすることがあり得るのじやないかと私は心配するんですけども、さて問題は、国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、附則の二十条第三項ですか、諸事情を総合勘案して額の改定をするということで、今回のみならずしばらく年金の額が据え置きになるという点でございます。国鉄の共済組合が財政破綻に直面して、それを年金統合のプロセスの中でのいわば救済をするという形になつた絆を考へれば、そしてまた現在の現役の負担の大きさを考えればそこに一定の限度があることはわかります。きょうもその辺は十分やりとりがなされておりますが、しかし国鉄の場合、他の共済組合に比べてその業務の性格上、事故に遭う率も非常に高くて、障害年金、漸族年金の受給者の比率が多いという事情も考慮に入れる必要があるのでないかと私は考えます。この受給者状況の違いの実態、おおよそで結構ですから、もしお示しいただければ伺つておきたいんですが、同時にま

た、この点について統合の際どのように配慮されたりかも、もう一度伺つておきたいと思います。

○政府委員(保田博君)　国鉄の共済組合からの年金受給者については年金額の改定が見送られるとのことになったわけでございますが、我慢をしていただかなければならぬその事情につきましては先ほど来御説明申し上げたとおりでございます。

その際に、障害年金を受けておられる方々についてどうするかといった点も当然考へたわけでございませんけれども、やむを得ず据え置かせていただいたわけであります。ただ、その際、年金額の比較的低い方々、と言いましてもかなりの額でございますが、最低保障額を受けておられる方につきましては他の共済と同様の引き上げは実施させていただいた、こういうことでございます。

今後どうなるのかといったことでございますけれども、この点につきましては、財政調整の運営委員会におきまして御検討をいただくということにならうかと思いますが、国鉄の共済組合の財政状況でございますとか、年金の給付の水準、負担の水準といったようなことを考えますと、六十年度に現在と同じような措置をとらないで済むというふうなことを私が保証できるような状況ではないといふことでございます。

○前島英三郎君　しかし、非常に障害を持つた人も多くて、やっぱりその人たちはそこにすがらざるを得ない現実がありますので、いつごろから額が上がったのでしょうかと聞いております。明らかにしていただけると大変ありがたいと思うのですが、それはいかがですか。

○政府委員(保田博君)　国鉄の共済組合に対する財政調整的具体的な内容は、私ども申し上げましたとおり、運営委員会において検討されるということでござりますので、私がここで六十年度以降の方針について言及をすることはいかがかといふことで、差し控えさせていただきたいと思います。

○前島英三郎君　なかなか厳しいものがあるようですが、時間も余りありませんので、次に、国家

公務員等の旅費に関する法律の改正案について質問を聞いたりといふようなことばかりじゃない

のは当然でございますし、現場を見たり、あるいはまた実態に触れる、こうしたことによって真に

血の通つた行政が可能になるのでございまして、

そのことを具体的な形にするのが出張であり、か

つまた旅費であるのではないか、私はこのように

理解するんです。ところが、大蔵省の旅費につい

ての対応を見ておりますと、またきょうのいろい

うことを私が保証できるような状況ではないとい

ふことでございます。

うケースなんです。当時、決算委員会で私これを

問題にしました、その後少しこれ改善されたと期待

はしているんですけど、これでは何のための補助か

わからないし、また公務員の海外出張の旅費とい

うものはこんな形でなければ出てこないものなの

りがありました。きょう、この部分はいろいろやりと

りがありまして、重複するかもしませんが、お

かと首をかしげたのも事実でございます。

もう一つの体験は、国際障害者年の前年でした

が、アジア・太平洋地域で国際障害者年にどう取

り組むかという国際会議がタイのバンコクでございました。私としては当然日本から代表が行くも

のと思つておりますと、国連の方でもそういう

想ひました。私は、在外公館の方々の御苦労はよく

承知しているつもりなんですが、国際障害者年に

どう取り組むかという課題の性格から考えて、ど

うしても厚生省か、あるいは当時の担当室がで

きた総理府から一線の窓口の担当者が参加する必

要があるということを強く実はお願いをしたんで

す。結論から言いますと、この両方から実は出張

していただいたわけです。私は、もちろん自費で

参りました。実りある海外出張をしてもらつたわ

けであります。しかし相当地難航したんで

す。予算がないとか、会議の重要性について関係

省庁の幹部の理解が得られないとか、非常に壁が

厚かったように思い出して言うんですですが、現在、

東京でESCAPの総会が開催されておりますけ

れども、議題の中の幾つかはあのときからの一つ

の継続の話でありまして、私もきのう、けさと出

席をしてきたんですけれども、あのとき海外出張

してもらつておいてよかつたなど、実は胸をなで

おろしていいるところなんです。

こうしたことを通じまして、私は国家公務員の

出張のあり方につきまして一体どうなつているの

だらうか、こういういわば問題意識が芽生えたわ

けですけれども、私の印象では、各行政部門が真

に必要とする出張が必ずしも自由にはいかない、

かなり予算的にも苦しい、しかし一方では修学旅

行的に温情的な出張もあるらしい、ともかくこういう感覚を持った次第なんですけれども、後に指摘いたしますが、一面ではそういう問題点もないではないと思います。しかし、全体として見れば、出張というものは行政にとって欠かすことのできない意味がありますし、ますます日本は国際関係、相互関係というものを重視していく一つの外交政策ということを考えていきますと、この辺はやはり重要な私は問題だらうというふうに思っています。

その辺、ちょっとと多弁になりましたが、大蔵大臣に旅費というものの行政における意味合い、その重要性につきまして基本認識を承れますれば幸いです。

○政府委員(的場順三君) 御指摘のとおり、旅費というのは施策を浸透させるために、つまり公務の円滑かつ適切な実行を期するために必要不可欠の経費でございます。したがいまして、必要な部分についてその旅費を計上するというのは当然でございますので、従来からそういう手当てを行つてあるところでございます。ただ、昨今のようないくつかつた適切な実行を期するために必要不可欠の経費でござります。したがいまして、必要な部

○前島英三郎君 海外出張旅費につきましては八年ぶりの改定ということですが、変動相場制になって円高が進行したために、諸外国における物価の上昇を吸収してしまったということもあったようです。今後とも、先生御指摘のような重要性を十分勘案して、各省とも相談をしていきたいと基本的には思っております。

それから御指摘の民間に対する海外派遣旅費に国家公務員が行っていることがあるということは、これは執行の問題でそれぞれ各省各庁のお立場から重要性を判断されるという面もございますし、それから補助目的に反するような、そういう場合に公務員が行くというのはこれは問題があるうと思いますけれども、その補助目的に照らして

当該省庁の職員が民間の方と一緒に協力を要請され行く場合と、これはあり得ることだというふうに思つております。

大蔵省といたしましても、こういう旅費の事情がございますので、その辺は予算編成の段階で各省と十分に相談をしていきたいというふうに考えております。

○國務大臣(竹下登君) 施策を円滑に実行するための有力な手段であります。全体としてかなり厳しく節約をかけたりいたしますので、そこにいろいろな矛盾、いろんな意味における疑念が生じたりする事はあらうかと私も思つております。ただ、かつて三月に、旅費が余ったから年度末は皆出張だとか、街の声としてそういうことがあった時代もございましたけれども、そういう実態は今時の厳しい中で実際問題としてないだらうというふうに理解しております。

それと、ものによりまして、一般旅費でくつけておいて、そして特別な行事に対する助成といふ中で、やむを得ざる措置としてそういう場合はあります。たゞ、街の声としてそういうことがあつたのかなどという感じもしないでございませば節約等の場合、他の事務経費と同じように、ややしていただいているということもございます。今後とも、先生御指摘のよくなき課題だということを徹底さしたいと思つております。

○前島英三郎君 海外出張旅費につきましては八年ぶりの改定ということですが、変動相場制になつたり急激に円安になつたりして、現在お決めていたたいてる定額で旅行することが到底無理な場合には政令で手当てをしていいという規定もござります。これは現実には使つたことはございませんけれども、また為替レートもそういう急激な変動はございませんけれども。それじゃドルで支給するということになりますと、今度は定額の方を改定しなければいかぬという、こういう話になりますので、我が国の法定通貨である円で決済させておいていただくのが最も妥当だと

私も、この委員会では新参者ですから、いろいろ審議を勉強させていただきますと、必ず附帯決議がつけられておりまして、五十四年の場合を例に挙げますと、「社会経済情勢の推移に即応して、時期を失することのないよう改定すること」とございます。そういう意味では、どかんと四〇%出てくるというのも、何か今回の改正案提出に至る経過、そのものに何となく一〇〇%納得いかない面もござりますけれども、しかし基本的に資本がつづけられましたけれども、さあ四十七年度でありましても、旅費は円で支給されると思うんですが、現在のような変動相場制のもとにあっては、円高のときに出張する者は旅費に余裕があります。たゞ、円安のときに出かける者はぎりぎりといふことになるわけでありまして、非常に不都合な面がいろいろ出てくるのじゃないかという気がするんです。変動相場制に対応するような旅費規定のあり方というものを検討する必要があるのじやないかというふうな気がするんですけども、この点、大蔵省としては検討はしているんですか。あるいはまた、今後検討するんでしょうか。その辺はいかがですか。

○政府委員(的場順三君) 為替レートの問題といふのはなかなか予見するのが難しゅうございませんけれども、そのときの重要性というものをきちんと、せっかくこうしてまさに八年ぶりに上げていただくわけござりますから、一層厳しく姿勢で対応しなきやならぬ課題だということを徹底さしたいと思つております。

○前島英三郎君 海外出張旅費につきましては八年ぶりの改定ということですが、変動相場制になつたり急激に円安になつたりして、現在お決めていたたいてる定額で旅行することが到底無理な場合には政令で手当てをしていいという規定もござります。これは現実には使つたことはございませんけれども、また為替レートもそういう急激な変動はございませんけれども。それじゃドルで支給するということになりますと、今度は定額の年単位で実勢が反映されているというふうなことは、かなりそういう意味では社会経済情勢の推移に即応してというのでやつておられるようですね。かなり実質的に外務省では取り組んでいるようで、一年単位で実勢が反映されているというふうなことをちょっとと聞いたことがありますけれども、今回、世界各国のホテルの宿泊費はどうなつていてか、外務省の協力を得ていろいろ調査をしてきて、やはりこれも外務省と大蔵省の連絡プレーの今後の検討だというふうにも思ひますので、ぜひその辺はまた検討していただければと思います。

次に、旅費等の額の等級区分にも、日当に限らず、宿泊料にしろ、七段階あるわけですが、かなり上下の開きがあるというふうに私は感じます。

私が、この委員会では新参者ですから、いろいろ審議を勉強させていただきますと、必ず附帯決議がつけられておりまして、五十四年の場合を例に挙げますと、「社会経済情勢の推移に即応して、時期を失することのないよう改定すること」とございます。そういう意味では、どかんと四〇%出てくるというのも、何か今回の改正案提出に至る経過、そのものに何となく一〇〇%納得いかない面もござりますけれども、しかし基本的に資本がつづけられましたけれども、さあ四十七年度でありましても、旅費は円で支給されると思うんですが、現在のような変動相場制のもとにあっては、円高のときに出張する者は旅費に余裕があります。たゞ、円安のときに出かける者はぎりぎりといふことになるわけでありまして、非常に不都合な面がいろいろ出てくるのじゃないかという気がするんです。変動相場制に対応するような旅費規定のあり方というものを検討する必要があるのじやないかというふうな気がするんですけども、この点、大蔵省としては検討はしているんですか。あるいはまた、今後検討するんでしょうか。その辺はいかがですか。

それは、そういう経験から申し上げたわけです。それは、そういう経験から申し上げたわけですが、とはいへ、初めからドルで組んでおくというわけにもなかなかいきませんので、難しい問題でございますが、その点は実際に困つたことがないで、出張した段階でたまたま円高であつたときに、そうでなかつた場合に比べて得をするというのには、これは避けられないことだと思います。ただ、現在の旅費法にも規定がございまして、例えば急激な為替の変動がございまして、急激に円高になつたり急激に円安になつたりして、現在お決めていたたいてる定額で旅行することが到底無理な場合には政令で手当てをしていいという規定もござります。これは現実には使つたことはございませんけれども、また為替レートもそういう急激な変動はございませんけれども。それじゃドルで支給するということになりますと、今度は定額の年単位で実勢が反映されているというふうなことをちょっとと聞いたことがありますけれども、今回、世界各国のホテルの宿泊費はどうなつていてか、外務省の協力を得ていろいろ調査をしてきて、やはりこれも外務省と大蔵省の連絡プレーの今後の検討だというふうにも思ひますので、ぜひその辺はまた検討していただければと思います。

表に従つて海外出張をいたしますと、例えれば部長、課長、平の三人が一緒に出張した場合、別々のホテルに宿泊し、昼食も別々に食べなければならぬ、そんなシステムであるようにも思はんではありません。四つ目の目で監察してはいたのを、その半分の二すけれども、上の人たちは心ある人が多いでしようから下の人の分をカバーしてくれるであろう、こんな期待もできるかもしませんが、前日マージャンでも負ければこれはそろはまいりません。それも、国内の官庁の序列が海外出張の場合までそつくり移行しているという、これはちょっと疑問ではないかというような気がするんですけれども、私はもつと格差を縮小すべきであると考えるんです。その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(的場順三君) 確かに宿泊料等につきまして、職務の等級ごとに異なる定額を定めておられます。これは職責に応じてふさわしい待遇をする必要があるということで、從来からそういう方針をとってきたわけでございます。今回の改定に当たりましても、その幅をどういうふうにするかということについて外務省ともよく相談をして考えましたが、例えば大臣にかばん持ちでついていく場合、同じホテルに泊まるというふうな場合には問題が生ずることがあると思いますけれども、それは先ほど申し上げましたように、現行法の中でも特別の配慮を大蔵大臣に協議していただければできるようになっておりますし、通常の場合、そういうことで非常に不都合が起こるということをごいませんで、從来の格差をそのまま踏襲したいということでお願いをしているわけでございます。

○委員長(高平公友君) あなたの時間は六時三分までですから、最後に締めくくってください。
○前島英三郎君 三分でちゃんとやめますので、大丈夫ですよ。

私が耳にした例でありますけれども、監察業務というのがござりますけれども、監察といふのは監督の監視の察を組み合わせたものでありますから、いざれにせよ現場まで出張していくなければ仕事にならぬわけですけれども、以前は一人

一組で行つていたのが、旅費がかさむのでこのころは一人で行くことが多いということを聞きました。四つ目の目で監察してはいたのを、その半分の二つ目の目で監察するようになつたわけですけれども、当然、監察の精度は低下するというふうにも思います。そういう意味では、例えば会計検査院については予算どおりに使ってよろしいとしたごとく、大蔵省も多少はやはりそういう点も理解をしていただいて、使うべきところは使うという旅費出張でなければならないというような気がいたします。

委員長も非常に時間を気にしているようですかね、三分まだ残っておりますけれども、いずれにいたしましても、旅費出張というのは実は国益に関する重要な公務員の仕事であるという一面で、むしろ国内における財政的削減はあっても、海外におけるそうした国益に関するような出張旅費については十分配慮をしていただきたいということを強く大蔵省にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(高平公友君) 以上で両案の質疑は終局終りました。

○委員長(高平公友君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。細田運輸大臣。

○國務大臣(細田吉藏君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近の運輸を取り巻く諸情勢を概観してみると、我が国経済の安定成長への移行、国際化及び経済のソフト化の進展等により、輸送構造は大きく変化するとともに、輸送サービスの質的向上への要請が強まってきております。

中でも、国際的な相互依存関係の深化等に伴う国際関係に十分配慮した運輸政策の推進、高度化、多様化する利用者ニーズに対応した地域交通の確保、貨物流通の効率化及び合理化を図るために、総合的な貨物流通体系の形成等の要請が強くなつてきておりますが、これらの要請に適切に対応するためには、本省においては、從来の輸送機関別に問題に対処する縦割り組織を改めて、運輸行政の総合的運営の確保を図り、また、国際運輸、地域交通、貨物流通等の各分野ごとに政策を総合的かつ効率的に推進し得るよう組織を再編するとともに、地方においても地域交通、貨物流通等の運輸行政を総合的に推進するため、海運局と陸運局を統合し、地方運輸行政の中核となる地方運輸局を新設する必要があります。

これらの問題につきましては、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の最終答申においても指摘を受けており、また、政府といたしましても本年一月の「行政改革に関する当面の実施方針について」の閣議決定において方針を決定しております。

本法律案は、これらの組織改革の一環として、地方に係る部分の改正をその内容とするものであり、具体的には地方運輸局という名称及び従来の海運、陸運両局の所掌事務を統合した地方運輸局の所掌事務を規定するとともに、これらに関連する所要の規定の整備を図ることといたしております。

なお、この法律案は、本年七月一日から施行することといたします。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ、意のあるところを御質問いただき、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(高平公友君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

四月十九日本委員会に左の案件が付託されました。(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

第三号中正誤

ペジ 段 行 誤

三 三 ^{終わり} 六 専問三 二 ^{から} 〇 警視方西 四 ^終 七 聞き

専門

警視庁

開き

正

第四号中正誤

ペジ 段 行 誤

西 四 四 改善に

三 一 〇 憤重

改善を

慎重

慎重

慎重

正

から

終わり

訴追要

訴追猶予

昭和五十九年五月九日印刷

昭和五十九年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局